

令和3年 決算審査特別委員会(個別質疑)

- 1 開催期日 令和3年9月29日(水) 午前10時00分から午後3時28分
- 2 開催場所 庁舎5階本会議場
- 3 出席委員 中川昌憲委員長、桜井芳信副委員長、滝久美子委員、坂本覚委員、稲田保子委員、
鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、青木崇委員、島崎圭介委員、久保田智委員、
山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、藤田豊委員、木村真千子委員、佐藤敏男委員、
小田島雅博委員、野村幸宏委員、橋本博委員
- 4 欠席委員 沢岡信広委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川村裕樹	企画課長	佐藤直人
ボールパーク推進課長	柴清文	ボールパーク施設課長	中垣和彦

【建設部】

建設部長	新田邦広	建設部次長	人見桂史
庶務課長	中居直人	都市整備課長	藤本正志
建築課長	松崎隆志		

【経済部】

経済部長	及川浩司	農政課長	遠藤智
商工業振興課長	林睦晃	観光振興課長	橋本征紀
観光協会担当参事	松田恭昌		

【水道部】

水道部長	藤縄憲通	経営管理課長	木村公也
水道施設課長	笹原拓己	下水道課長	佐々木克彦

【教育部】

教育部長	千葉直樹	教育部理事	後藤章夫
教育総務課長	下野直章	学校教育課長	花田秀樹
小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎	社会教育課長	吉田智樹
文化課長	笹森和宏	エコミュージアムセンター長	丸毛直樹
学校給食センター長	岡謙一		

7 事務局

議会事務局次長

大野 聡 美

議会担当主査

加藤 丈 博

8 傍聴者 なし

議事の経過

桜井副委員長

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、審査方法と協議資料記載のとおりであります。

各委員にご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

審査に入る前に質疑の方法について再度確認をさせていただきます。

質疑は、提出いただいた通告にのっとり、行っていただきます。回数は3回までといたします。質疑の順番は挙手していただき、委員長が示した順となります。通告をした全ての委員の質疑終了後に、各委員は1項目についてのみ質疑を行うことが出来ます。ただし、回数は1回といたします。

なお、総括質疑を行う場合は、留保する必要がありますので、その旨を発言されますようお願いをいたします。

また、質疑は簡潔をお願いをいたします。答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますようお願いをいたします。

なお、傍聴の取扱いについては、申合せにより、許可いたします。

それでは引き続き、**議案第16号 令和2年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。質疑される委員は、決算書のページなど、どの部分の質疑になるかを明確にしてから質疑をお願いいたします。

初めに、**一般会計の農林水産業費**の質疑を行います。

小田島委員。

小田島委員

私から1点お伺いをしたいと思います。

決算書の181ページ、報告書54ページにあります、グリーンツーリズム推進事業でございます。この事業については、施設整備とソフトの部分でマップの活用などを挙げられておりますけれども、この事業の令和2年度の全体像を再度お聞きしたいのと、交流人口で北広島に訪れる人にどのくらいの変化があったのか、その成果や課題があればお伺います。

それから、農泊交流協議会支援でありますけれども、どのような形で協議会への参加支援や頻度で開かれて議論されているのかお伺いしたいと思います。

桜井副委員長

遠藤農政課長。

遠藤農政課長

初めに、グリーンツーリズム関連施設の交流人口の実績等についてでありますけれども、コロナ禍の影響もありまして、令和元年度と比較しますと来客数では全体で2割減となっておりますが、売上高では対象施設がそも

そも増えておりますことや、コロナ禍でも直売施設の販売が好調であったことから、金額的には令和元年度と同額程度となっております。

また、農泊交流協議会の支援内容ということですが、昨年度はコロナ禍の関係がありまして1回の開催となりましたが、内容につきましては農泊ツアーの商品化について検討しました。結果的には宿泊は厳しいということで、日帰りツアーを企画いたしまして、今年度に商品化することが出来ましたけれども、残念ながらコロナ禍の影響で販売実績はありませんでした。

引き続き事務局として支援してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

小田島委員。

小田島委員

交流人口の実績は令和元年度比で20%減ですが、数字的にどのくらいの交流があったのかということをお示ししていただけたほうが、全体的にイメージができるかと思えます。売上げ料も令和元年度と同額程度ですがどの程度なのか、その前くらいからの傾向値などがあれば伺いたしたいと思います。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

詳細な金額ですが、いつもこの時期に調査しておりますことから、まだ、情報が収集しきれてない部分もあります。今回は電話で確認しておりますが、確定した数字としては答弁できません。

なお、直近の状況ですが、平成30年度では57.7万人、平成31年度は54.5万人で、本年度は若干、交流人口は少なくなると見込まれております。

売上高につきましては、平成30年度は10億2,000万円、平成31年度は9億7,000万円となっております。

桜井副委員長

小田島委員。

小田島委員

交流人口の押さえ方、グリーンツーリズムで54万人、57万人ということでお話ございましたけれども、基本的にどういう人やどういう品物をカウントしていくのか、基準みたいのがあればお示しをしていただきたいと思います。

農泊交流協議会の支援内容ですが、いろいろな協議会に参加をして発展的な企画などにも参画をしていると思いますが、日帰りは若干あるとしても、宿泊となるとなかなか見えないということですが、今後の展望は、市としてはこれらの支援についてどのように進めていくのか、考え方があればお示ししていただきたいと思います。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

交流人口の押さえということですが、基本的にグリーンツーリズム施設であるイチゴ園やブルーベリー園ですとか、直売所、市民農園、その他、六次産業を行っている企業とかもありますけれども、そのようなところに全てに調査をして交流人口及び販売金額などを確認しているところであります。

次に、農泊の支援ということですが、あくまでもグリーンツーリズムの一形態ということで、農泊事業自体の予算は付いてないんですけれども、グリーンツーリズムの支援としては、補助金、人材育成、情報発信などの支援をしているところであります。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

永井委員。

永井委員

森林経営管理事業について、決算書 182 ページからで報告書が 7 ページと 47 ページを参考にしましたが、積立の用途について伺います。報告書では森林所有者に対して管理の意向調査などを実施するとありますけれども、業務委託などの内容について詳細をお示してください。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

積立金の用途についてでありますけれども、森林環境譲与税を財源とした新たな森林経営管理制度につきましては、森林の管理が適切に行われていない私有林の人工林の整備に基本的に使うことになっております。それ以外に林業に係る人材育成ですとか、担い手の確保、間伐材を利用した木材としての活用に充てることができるかとされております。

令和 2 年度の業務委託の内容ということですが、森林経営に必要な基礎データとしまして、航空写真をもとに所有者ごとの林相判読を行ったものであります。林相というのは木の種類や木の高さ、樹齢、植生の密度などでありまして、数値のみならず画像データとして森林GISに利活用できるデータ構築をしたところであります。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

事業費が 2020(令和 2)年度は 680 万ほどで、2019(令和元)年度は 320 万程度で大体倍増していますが、その理由について伺います。

次に、所有者が不明な森林に対する対応はどのように行っているかということと、2019 年度、2020 年度と事業費自体が倍増していますので、今後の財源確保の見通しについて伺います。また、それに伴って業務内容はどのように変わっていくのか、現行の業務内容でやっていくのかということなども含めて伺います。

桜井副委員

遠藤課長。

遠藤農政課長

まず、財源ですが、先に答弁しましたが、森林環境譲与税として国から市へ交付されております。おっしゃるとおり、令和元年度は320万、令和2年度は680万交付されておりますが、これにつきましては、人口ですとか、林業に携わっている方を考慮して国で積算されておまして、基本的には今後、国の財政状況にも左右されると思いますが、段階的に増額される予定であり、前回、把握したところでは1,500万程度になるという話は聞いておりました。

今後のスケジュールですが、昨年度実施しました所有者の林相データをもとに、本年度の委託業務により、作業する区域、候補地区を選定する運びとなっております。この後、候補地区を決めた後に、当該区域の所有者への意向調査などを実施しまして、様々な計画を立てた後、実際の伐採等の施業を行うという流れとなっております。

所有者の対応ですけれども、令和元年度におきましては、大体半数近くの郵便等が返ってこなくて把握が出来ておりません。これまでの議会答弁ではそのような部分を調べるという話をしておりましたが、今回、森林管理業務に関しては、少し見直しをさせていただいて、意向調査をした後に市が対応するというよりは、先ほど申したように林相判読しておりますので、それをもとに、市が優先順位をつけて候補地区を現在、定めているところです。その候補地区が幾つか決まった後にその区域の所有者に具体的に意向調査をしていこうと考えております。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

所有者不明の土地、森林が半数程度あるということで、今後、対応を変えていくということですが、これについては若い世代になっていきますと、その土地を残しておいてもらっても維持継続が大変なので、親の代で土地の処分してほしいという考えの方もいらっしゃると思いますので、そういう方々との話し合いが必要になってくると思いますが市でも対応は行うのでしょうか。それとも、業務委託内容として行うのでしょうか。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

今後についてであります。先に申し上げましたように、区域を決めてその所有者に対して、具体的に意向調査をしますけれども、その意向調査におきましては、経営権の移行など、アンケートなどでは不十分ですので、直接お会いして具体的に折衝していきたいと考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

人見委員。

人見委員

私からは1点質問します。

決算書が181ページで、報告書が54ページです。農業次世代人材投資事業ですけれども、令和2年度の新規就農者6名、内訳は平成28年度4名、令和2年度2名ですけれども、この6名の現在の状況及び4年間開いたりも

していますけれども、応募の状況についてご説明お願いいたします。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

農業次世代人材投資事業についてであります。新規就農者は6人を対象としておりますけれども、そのうち4人は、今回5年間の交付期間が終了しております。現在の状況ですけれども、引き続き就農をしており、所得などの細かい部分は市で把握は出来かねる部分もありますが、この新規就農者6名のうち、2名は就農時の経営面積よりも面積を増やしております。ほかの4名も経営面積を増やす考えでありますことから、そういう部分でも、営農は軌道に乗ってきているものと考えております。なお、応募の状況ですけれども、新たな応募者は現在いないところであります。

桜井副委員長

人見委員。

人見委員

農業の次世代の人材という意味では非常に有効な施策だと思います。

直近の令和2年度のご夫婦の二人の応募ですけれども、もう少し詳しい情報があれば教えてください。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

令和2年度の新規就農者の状況ということですが、初年度につきましては、青年等就農計画の目標もおおむね達成しております。今年度につきましても、計画に沿った作付を行っていると考えておりますので、順調な営農状況であると考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

2点お伺いたします。

新規就農経営安定支援事業、決算書183ページ、報告書は55ページです。9万2,000円が農地賃貸料の一部とありますけれども、この一部という意味のご説明をお願いいたします。

続きまして、森林ボランティア支援事業、決算書183ページで報告書46ページです。森林ボランティアは市内に何団体あり構成員の平均年齢をお伺いたします。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

新規就農経営安定支援事業につきましては、新規就農者への支援を充実いたしまして後継者の確保と定着を図ることを目的とした事業でありまして、就農後3年間、農地の賃借料の2分の1を助成する仕組みになっております。令和2年度は9万1,500円を交付しておりますが、この方の農地の賃借料は18万程度であり、その半分以上を補填しているということでもあります。

次に、森林ボランティアの団体ですけれども、本市における森林ボランティアにつきましては、1団体ということで把握をしております。会員数は現在40人程度となっております、大部分が60代、70代でありまして、それぞれ15人程度と聞いております。また、80代以上が数名いると把握をしているところであります。

桜井副委員長

稲田委員。

稲田委員

新規就農経営安定支援事業ですけれども、令和2年は1名しかいないということで、北広島の借り手のない耕作放棄地の現状、離農者は増えているのか、そのままなのかお聞きいたします。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

耕作放棄地の状況ということですが、農業委員会としましては、毎年農地パトロールを行っておりますが、耕作放棄地ということではありませんが、一時的に耕作されていなくても、農地として復元できるかどうかの調査を行っているところです。その数字は手元にはございません。

離農の状況ですけれども、自給的農家さんも含めてかなりの数がいらっしゃいますが、認定農業者につきましては、親の経営を子どもが継いだという事で現実的には減っていないことを確認しております。

桜井副委員長

稲田委員。

稲田委員

耕作放棄地の状況は把握されていないということですが、市内を歩きましたら結構、放棄されている土地を見かけますので有効に使っていただきたく思います。新規就農経営安定支援事業の担い手をより増やすために、広報などを工夫して全国に発信していただきたいと思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

新規就農に関しましては、恵庭市に道央農業振興公社という組織がありまして、本市と江別市と恵庭市と千歳市で構成されておりますけれども、新規就農者に対するいろいろな発信ですとか、農業に関わる訓練等について広域的な観点で行っているところであります。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

まず、森林経営管理事業、決算書 183 ページですけれども、先ほど永井委員から基金の事業内容の質問について説明されたので、私からは林相判読の調査はどのような結果になっているのかということと、先ほど優先順位を決めて所有者と交渉していくということですが、その優先順位の基本的な考え方というのはどうなのかということ。先ほど所有者の不明が半数近くということですが、半数は所有者が決まっているのは分かっているということですが、所有者が分かった部分の事業を実施していくのにどのくらいかかるのか、今後の市の取組の内容も含めてお示しいただきたいと思います。

次に、同じく決算書 183 ページですけれども、鳥獣による農作物等被害防止対策事業、環境課と役割分担して鳥獣駆除をやっていると思いますが、農政部として鳥獣駆除の実績と害鳥獣による被害状況があるのかということと、エゾシカに関しては、農政部の所管で駆除されていると思いますが、エゾシカの駆除方法ごとの実績がどうなっているのかということ。また、エゾシカ肉の活用が増えてきていると思いますが、北広島市内で駆除されたエゾシカの中から、実際に肉などに活用されているのはどのくらいの状況なのかをお示しいただきたいと思います。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

初めに、林相判読の結果については、森林所有者への意向調査を行う際の基礎データということで所有者ごとに解析を行ったものであり、この場では地域全体の林相について簡単に説明をさせていただきます。結果はカラ松、トド松、エゾ松などの針葉樹林が全体の 16%で、面積としては 674 ヘクタール。広葉樹林につきましては、全体の 84%で約 3,442 ヘクタールとなっております。なお、この森林経営管理事業の対象は人工林でありますことから、人工林である針葉樹林に着目してお話をしますと、本市の森林簿では 1,045 ヘクタールとなっておりますけれども、今回の林相判読で 674 ヘクタールと 35%ほど減少していることが判明しております。これらの要因としましては、時間の経過とともに、植栽された針葉樹林の中に広葉樹などの天然林が侵入してきたということが考えられるところであります。全国的に人工林が放置されておりまして、人工林の荒廃が問題となっておりますけれども、本市においてもこの人工林の荒廃につきましては、同様に進んでいるということが今回の調査結果で得られた事実であります。

次に、森林経営管理制度の市の優先順位ですが、基本的にはこの森林経営管理制度の目的というのは、所有者が放棄し荒廃している森林を市が所有者に代わって、間伐等の処理をするということでありまして、人工林はもともと、材木という形で、将来に伐採する予定で植栽されたものでありますので、今回の林相判読の状況に応じて、材木の利活用が多く見込まれる区域を市として、優先順位をつけて行いたいと考えております。伐採に係る費用というのは莫大なお金がかかりますが、その伐採に係る材木の売上げはその費用に充てることが出来ますので、優先順位的にはそのような木材の利用が可能な区域から先行するというところで考えているところであります。

次に、有害鳥獣の件ですが、令和 2 年度の鳥獣による農作物被害は、被害額が大きい順番から申し上げますと、エゾシカによる被害額が約 984 万円、カラス等の被害が約 305 万円、キツネによる被害が約 66 万円、アライグマによる被害額が約 63 万円となっております。令和元年度と比較しますと、エゾシカの被害額はほぼ倍増となっており、キツネの被害額は若干増えていて、アライグマ、カラスにおきましては、被害額としては若干減っている

形となっております。令和2年度の駆除数は、市全体ではエゾシカが187頭、カラスが1,232羽、キツネが32頭、アライグマ213頭となっております。このうち農政課分の予算で執行した部分が、エゾシカが182頭、カラスが900羽、キツネが30頭となっているところであります。

次に、ジビエとしての利活用については、今回駆除しましたエゾシカ187頭のうち、3割程度、52頭をジビエとして活用したところであります。このジビエとして活用した52頭のエゾシカにつきましては、全て銃器により駆除しております。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

まず、森林経営管理事業では、主に人工林として植えられた針葉樹が中心で全体の16%ということで、この中で森林の不明者は先ほど半分だということですが、針葉樹に関してはどのくらいの比率になっているのかということと、84%を占める広葉樹については事業の対象にならないということで、このまま放置していくのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、エゾシカについては52頭で全体の3割程度ということですが、活用としてはどのくらいで前年から増えてきているのでしょうか。

もう一つは、環境課にも質問しましたが、最近カラスの被害が非常に多いですが、農政課の所管としては、主にこの銃器による駆除はカラスが中心になっているのでしょうか。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

樹種別の、所有者のアンケート調査については令和元年度には行っておりません。先に申したとおり、当初は、全所有者に対する意向調査をする予定でしたが、相手があるということと、所有者の意向といえども、本市の財源状況や人手があるものですから、少し方針を変えまして、本市としての優先順位を決めた上で、その区域に対する意向調査をするということとしております。広葉樹林に関しては、特に何もしないのかという話ですが、今回の新たな森林管理制度につきましては、私有林の人工林が対象となっております。人工林につきましては、間伐等の整備を来しないと、天然林と違い本の森林の機能が発揮出来ないということから、人工林を対象としているものでありますが、天然林に関しては、今回その対象となっておりますことから、この事業として何かをするというわけではありません。

ジビエにつきましては、今年度のジビエの活用は、前年よりも若干増えていると確認しております。

次に、カラスの駆除ですが、これは環境課と同様に基本的には猟銃による駆除となっております。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

最初の森林の件は私の質問の仕方が悪かったのですが、針葉樹の中で全体の森林所有者の大体半分くらいの所得不明者が出てくるということですが、人工林の針葉樹だと若干、所有者の判明が大きいと思います。もし分かってその針葉樹におけるその所有者の比率などが出ていたら教えていただきたいと思います。

桜井副委員長

暫時休憩します。

午前 10 時 34 分 休 憩

午前 10 時 35 分 再 開

桜井副委員長

休憩を解き再開します。

遠藤課長。

遠藤農政課長

先程も答弁を致しましたが、樹種別の所有者、不明者というのは現在のところ把握はしておりませんので、今後調査をしていくことになると思います。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

1 点だけお聞きします。

181 ページの六次産業化等支援事業、令和 2 年の事業実績と効果の中で販売額など分かれば詳しくご説明をお願いします。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

六次産業化に係る事業実績と効果ということですが、令和 2 年度につきましては商品開発、販路開拓に対して 3 件の支援を行っております。

具体的に申しますと、1 件目は宮北牧場のホームページ、オンラインストア開設に補助を行っておりまして、その効果としては、知名度の向上や販売チャンネルの多角化という面で効果を上げておると考えております。

2 件目として、北広島商工会の赤毛米酒の新商品開発に補助を行っておりまして、現在ボールパーク開業を見据えた、商品開発を目指していると聞いております。

3 件目として、ナチュラルファーム楽園倶楽部の冷凍野菜の商品化、有機トマトのブランド化、ウェブサイトの構築などに補助を行っておりまして、様々な複合効果が得られておりますけれども、現実的に売上額も上がっていると聞いております。

金額的なものは、まだ昨年度開発したものですので把握はしてないところであります。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問です。

今、言われた宮北牧場、商工会でのお酒、ナチュラルファームの野菜などはふるさと納税の返礼品に現在はないのか、返礼品になっていないのであれば、今後そのような考えがあるかをお聞きいたします。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

六次産業化に関しましては、ふるさと納税の品目となっているものもございます。具体的に言いますと、去年はタカムガーデンのニンジンジュース 27 件、ナチュラルファームの野菜が 121 件、宮北牧場のアンガス牛のフランク、ハンバーグ等につきましては 73 件ということで把握しているところであります。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

確認ですが、先日、北海道新聞で赤毛米に使っている焼酎の製造を試みているという記事が出ております。これが仮に商品化になりましたら、ふるさと納税の返礼品等に加えていくことになるのか、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

桜井副委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

商工会が開発している赤毛米を使ったお酒の開発ということですが、今年度の補助事業で行っておりますが、結果的にそれがふるさと納税で採用されるかどうかは、今後、市の中で検討してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

以上で通告による質疑は終わります。

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」とよぶものあり)

以上で、**農林水産業費の質疑** を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休 憩

午前 10 時 39 分 再 開

桜井副委員長

休憩を解き再開をいたします。

次に、**総務費の総務管理費の特別定額給付金給付費、商工費の商業振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商**

工労働費 の質疑を行います。

稲田委員。

稲田委員

買物不便者対策事業について、決算書は187ページで報告書は56ページです。移動販売車の令和2年度の実績、現状の利用人数、営業の状態、また、ほかの業者の移動販売車の参入があるのかをお伺いいたします。

桜井副委員長

林商工業振興課長。

林商工業振興課長

移動販売の令和2年度の実績につきましては、運行開始をしました令和元年と比べまして新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などの影響もあり、令和2年2月頃から利用が増加傾向で推移をしており、現在まで高い利用が続いているところであります。また、年間を通じて1日当たりの平均利用者数につきましては、令和元年度と令和2年度を比較しますと、いずれも49人という結果となっております、利用者につきましては、ある程度、固定化してきているものと考えられますけれども、令和2年度につきましては、一人当たりの購入の単価が増加しており、1日当たりの売上げ全体の上昇にもつながっているところでございます。このようなことから、移動販売を中心とした買物に移行された方が増えてきているというものと認識をしているところでございます。今後、新型コロナウイルス感染症の収束後につきましても、実際に利用して便利だったことから継続利用される方や、これを機に生活スタイルを見直す方などがいることなどから、一定程度の利用が継続するものと見込んでいるところでございます。

現在、市と連携した取組といたしましてはコープさっぽろの移動販売を実施しておりますが、それ以外の移動販売につきましても、本年7月から市内で運行している移動販売があるということで把握をしているところでございます。

桜井副委員長

稲田委員。

稲田委員

輝美町のセイコーマートが8月31日で閉店してしまい、付近の高齢者の方々が大変困っているとの声が私にも届いております。エリアやルートの変更はこれまでの2年間でいかがでしょうか。それから、市民からこのような声も届いているのか状況をお聞きいたします。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答えを申し上げます。

移動販売の運行エリアの見直しなどの検討につきましては、コープさっぽろと定期的に意見交換を実施しております、利用状況の共有や運行エリアの見直しなどの検討も行ってきたところでございます。令和2年度におきましては、利用がかなり低くなっている場所につきましては、週2回の運行のところを週1回に変更することで、新たな駐車場所を追加することなどの検討を行い、昨年8月から山手町の運行をしていなかった区域について、

新たに駐車場2か所を加えたところであり、現在も地域にお住まいの方にご利用をいただいているところがございます。今年度につきましても、利用状況の推移、地域からの要望なども受けているのもございますことから、そのようなご意見も踏まえまして、引き続き運行エリアの見直し等について検討を行っているところでございます。今後につきましても、昨年実施しました見直しと同様にいろいろな利用状況なども含めまして、コープさっぽろと意見交換を行った中で見直しなども検討してまいりたいと考えております。また、買物環境の維持確保についても併せて努めてまいりたいと考えているところでございます。

桜井副委員長

稲田委員。

稲田委員

免許を返納される方がたくさん増えておりますし、高齢者には買い物は深刻な問題ですけれども、こうして工夫していただけることはとてもありがたいと思います。まだ、ご存じない方がいらっしゃるものですから、今後、廃止になるところも含めて市の広報を更にお願ひしたいのですが、どのような考えでしょうか。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

現在行っております、コープさっぽろと連携した移動販売の事業につきましては、これまでも年4回、移動販売のオススメ商品、運行エリアの見直し結果、気になる情報など、1枚の紙にまとめたものを北広島団地内において町内会回覧として実施をしております。引き続き、移動販売が継続し地域の皆さんにご利用いただけるようにいろいろ工夫しながら、周知等を行ってまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

青木委員。

青木委員

私からは2点の項目について質問をいたします。

まず1点目、買物不便者対策事業、決算書187ページで報告書は56ページになります。

買物サービス活用ガイドブックについてお尋ねしますが、まず、令和2年度及び本年度の発行部数についてお尋ねをいたします。もし増刷をされてないということであれば、現状の在庫部数についてご回答いただければと思います。

もう1点、都市型観光推進事業、決算書は189ページから191ページで報告書57ページです。決算書を見ますと、負担金補助及び交付金ということで112万円掲載されておりますが、札幌連携中枢都市圏観光協議会に対してのものだと拝察いたしますけれども、他の加盟都市、近隣自治体の負担額がどのようになっているのかお尋ねいたします。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

買物サービス活用ガイドブックのご質問にお答えを申し上げます。

買物サービス活用ガイドブックにつきましては、平成30年度に作成をいたしまして、部数としては1万部、印刷をしております。これまで、市役所をはじめ、公共施設のほか、高齢者支援センター、民生委員児童委員の方などへ配布をしてサービス活用へのご協力をお願いしているところがございます。また、ガイドブックに掲載をいたしました市内店舗にも配布をいたしまして、来店された方への配布をお願いしているところであり、残りの部数がなくなった場合に、追加配布を行っているところがございます。令和2年度におきましては、市内の店舗等における買物サービスやバス路線などを紹介いたします買物サービス活用講習会を昨年10月から11月にかけて市内5か所で開催をして65人の方に参加をいただいたところであり、この講習会に参加された方に内容の説明と配布を行っているところがございます。今年度につきましても、講習会の開催を予定していることから、参加者への配布と内容の説明を行ってまいりたいと考えているところがございます。また、ガイドブックの残り部数につきましては現在、正確な数字の把握は出来ていませんが、おおよそ半分くらいの部数は残っているものと把握しているところがございます。

桜井副委員長

橋本観光振興課長。

橋本観光振興課長

都市型観光推進事業におけます負担金に関しまして、近隣自治体の負担ということでお答えいたします。

まず、その内訳につきましては、委員からお話ございましたさっぽろ連携中枢都市圏観光協議会負担金のほかに3件ございまして、北海道ゴルフツーリズムコンベンション負担金、訪日外国人旅行者周遊促進事業負担金及び公益社団法人日本観光振興協会負担金、この4件の取組から構成をされております。

さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会につきましては、本市は60万円を負担しており、その内訳は基礎分と事業分で構成をされておまして、基礎分は札幌市を除く自治体は30万円、札幌市は連携中枢都市ということもあり500万円負担しております。事業分は、全ての自治体負担するものではなく、令和2年度におきましてインフルエンサーを招聘した事業を実施しております、この事業に参画した自治体負担しております。本市を含む参画8自治体は、おおむね30万円、札幌市は400万円を負担しております。

次に、北海道ゴルフツーリズムコンベンションにつきましては、本市は20万円を負担しております、構成する他の3自治体につきましても同額の負担となっております。

次に、訪日外国人旅行者周遊促進事業につきましては、本市は20万円、構成する他の2自治体はそれぞれ160万円を負担しております。負担額の違いにつきましては、連携事業としてモニターツアー等を実施しており、ツアー先の対象数の差異によるものでございます。

最後に、日本観光振興協会につきましては、令和2年度から加盟をしております負担金につきましては、市は12万円以上と定められており、本市は12万円を負担してございます。管内では、札幌市が加盟しておりますけれども、負担額までは把握をしていないところであります。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

再質問させていただきますけれども、買物サービス活用ガイドブックにつきましては、私が以前も申し上げたことがあると思いますが、大変に良い内容のものだと認識しております。是非、このような資料を作ったわけ

でありますので、買物の不便が想定されるエリアなどに集中的に個別に配布をしたり、積極的に活用していただきたいという思いがあります。その点のご認識についてお尋ねをいたします。

次に、都市型観光推進事業ですが、ご答弁の中で関心があるので聞きしますがインフルエンサー招聘とおっしゃいましたが、どなたを招聘されたのか教えてください。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。

ガイドブックにつきましては、市内店舗への追加配布や買物サービス活用講習会での配布を続けていくとともに、新規出店や閉店などの情報について変更箇所の更新を行うなど、市ホームページへの掲載データの更新なども併せまして、引き続き対応してまいりたいと考えているところでございます。

個別配布につきましては、移動販売における運行ルートの見直しなどの際に必要に応じて地域で説明会を実施しているところでございまして、その説明会の参加者への配布などについても考えているところでございます。今後もお買物サービスに関する情報を必要とされる方に対しまして情報提供ができるよう、ガイドブックの配布方法など効果的な情報提供について検討を進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

橋本課長。

橋本観光振興課長

インフルエンサーの招聘につきまして、お答えをいたします。

本事業は、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会における、連携事業として実施をしております。新型コロナウイルス感染症の収束後におきまして旅行先に圏域を選択してもらうため、台湾、香港をターゲットに、日本在住の台湾、香港の出身者を招聘いたしまして、各市町村の観光資源を実際に見ていただき、魅力を発信する目的で実施しております。本市に関わる内容としましては、台湾出身のお2人の方に来ていただきまして、大曲の商業施設やジェラート等で楽しむ行程、また、こちらも台湾出身の方ですけれども、市の職員からボールパークの説明を受ける行程が組まれたところでございます。このインフルエンサーの方につきましては、台湾出身の方は女性二人ですけれども、一定のフォロワーがいらっしゃる方を招聘しております。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

都市型観光推進事業について再々質問させていただきますけれども、先ほどの負担額の件ですが、今後、定期的に金額の見直しなどが行われるのかお尋ねいたします。

桜井副委員長

橋本課長。

橋本観光振興課長

負担金を拠出しております4件のうち、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会、訪日外国人旅行者周遊促進事業及び日本観光振興協会につきましては、令和2年度からの負担となっております。

北海道ゴルフツーリズムコンベンションについては、平成28年度に参画をいたしまして、初年度は15万円、2年目以降は20万円を負担しており、平成30年度は本市がホスト自治体となったことから、80万円負担しております。いずれの負担金につきましても、現在のところ、見直しに向けた議論は行われておりませんが、特にさっぽろ連携中枢都市圏やゴルフツーリズムコンベンションのこのような負担金については、事業実施に係る負担ということになっておりますので、事業内容を踏まえて適切に算定、負担していく必要があるものと考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

決算書189ページの企業誘致推進事業ですけれども、輪厚工業団地の販売操業状況、令和2年度と直近の現状についてどうなのかということを示していただきたいと思います。

もう一つは、大和ハウス所有の土地の未操業面積についてお示しいただきたいと思います。

次に、同じく決算書187ページの北広島市テレワーク等利用環境整備促進事業ですけれども、成果報告書79ページを見ますと件数の実績は出ていますが、事業の実績を業種や年代などの実人数としてどのようになっているのかということと、それに対する評価をお願いしたいと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

輪厚工業団地の販売と操業実績についてでございますけれども、輪厚工業団地の分譲につきましては、令和2年度に株式会社NISSHOへ1区画の販売・引渡しが行われまして、全35区画中33区画が分譲済みとなり、分譲率としては98.2%となったところでございます。未分譲の2区画につきましても、購入を希望する立地済み企業と商談を進めているところでございます。分譲済みで未立地となっている区画につきましては、早期の着工・操業に向け、進出企業と意見交換を行っているところであり、令和2年度につきましては、大和ハウス工業所有地の1区画で操業開始となったところでございます。また、令和3年度につきましては、大和ハウス工業の所有地、1区画で操業が開始されたほか、大和ハウス工業株式会社、株式会社ユニシス、株式会社NISSHOの各企業が所有する計3区画で建設工事が着工されたところであり、いずれも令和4年度の操業を予定しているところでございます。

次に、大和ハウス工業所有地の未操業面積についてでございますが、輪厚工業団地内の大和ハウス工業所有地につきましては、8区画のうち令和2年5月に1区画、令和3年9月に1区画が物流倉庫として操業をしており、令和3年6月には1区画で物流倉庫の建設工事が着工されたところでございます。未立地については残り5区画となっております。面積については10万1,482.47平方メートルとなっており、大和ハウス所有地全体における面積割合は49.6%となっているところでございます。未立地区画につきましては、現在、企業と商談を続けていると伺っておりまして、今後も早期・操業に向け、企業からの進出に関する問合せなどにつきましては、情報共有を行い、大和ハウス工業と引き続き連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、テレワーク等利用環境整備促進事業について事業の実績と評価ということでございますが、利用状況につきましては、1期目、2期目という形で2回実施をしているところでございます。1期目となります6月8日から8月7日までにつきましては延べ80人の利用があり、そのうち複数回利用された方は14人となっております。内訳といたしましては、市内居住者が91%、市外に勤務されている方が75%となっております。業種につきましては、医療・福祉が20%、建設・設備17%、官公庁15%など分散した利用となっております。また、勤務先の企業規模につきましては、従業員100人以上が37%と1番多くなっており、次に5人から10人が19%という状況となっております。2期目の10月26日から1月31日までについては、延べ87人の利用があり、複数回利用された方は15人となっております。内訳といたしましては、市内居住者が91%、市外に勤務されている方は55%となっております。業種につきましては、製造が24%、官公庁17%、運輸11%、建設・設備10%など分散した結果となっております。勤務先の企業規模につきましては、2期目についても従業員100人以上が37%と1番多くなっており、次に50人から99人が28%となっております。

利用者の年代につきましては、1期目、2期目とも把握はしていないところでございます。利用者アンケートにおきましては、利用環境について全体で86%の方に満足をいただいたところであり、在宅勤務が困難な方にとっては有効な事業であると考えておりますけれども、利用者数としては多くなかったことから、市内におけるニーズの把握、本事業の周知等の方法について改善の余地があったものと認識をしております。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

まず、企業誘致推進事業については、昨年の総括でも質問させていただきましたけれども、大和ハウスの未操業面積がまだに5割くらいあるということで協議されているということですが、実際に売られているのと操業をされているとの乖離が非常に大きいので、きちんと管理して振興をしていただきたいと思います。

次に、テレワークですけれども、複数回、利用している方が合わせて29名ということですが、この複数回の中で長期的に頻度が多い方というのは実際どのくらいでしょうか。

次に、委託先がアンビックスとなっておりますが、このアンビックスは具体的にどのような委託関係になっているのか教えていただきたいと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課

再質問にお答え申し上げます。

テレワークの複数回利用の方の実際の状況ということでございますけれども、1期目の複数回利用が14人いらっしゃるけれども、そのうちお2人の方は10回以上の利用ということであります。2期目については、複数回利用が15人で、こちらも10回以上利用された方が2人いらっしゃる状況となっております。

委託先の施設といたしましては、札幌北広島クラッセホテル、竹山高原ホテルの2か所になります。クラッセホテルにつきましては、企業といたしましてはアンビックスが法人となりますので、契約先としてはアンビックスと契約をしているという状況でございます。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

アンビックスはホテルの経営主体だということは理解を致しました。

テレワークの事業は1,000万円くらいの事業規模ですが、実際には10日間以上使っている方が2人です。前期で2人、後期2回ですが、この2人というのは同じ人でしょうか。事業規模の金額に比べて、実際に使われている実態を見ると特定の人がホテルを使ってテレワークで使用されていますが、いろいろ聞くところによりますと500円で温泉に入り、休憩もできて、とてもいい事業ということで吹聴されている方もいらっしゃるようですが、この事業はそういう意味でもテレワークを促進する事業で効果が出てきているのか非常に疑問ですけれども、その辺についての評価についてお聞かせ願いたいと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答えを申し上げます。

10回以上利用された方が1期目、2期目で同一の方かどうかということは確認してみないと分かりません。ただ1期、2期目いずれも、多く利用された方がいらっしまったというのは把握しているところでございます。

本事業内容についての考え方でございますけれども、今回の事業は2期実施をいたしまして、先ほど申し上げましたが、企業としては100人以上の大きな企業にお勤めの方の利用割合が高いということもございまして、これを市内企業に当てはめると、なかなかテレワークの活用は難しい状況になっているということで認識をしているところでございます。今回の利用者の結果といたしましては、お住まいは市内にあり、勤務先は札幌ですとか市外に勤務されている方、そして100人以上の企業が中心の利用となっております。国としてテレワークを推進しているところでございますので、本市もテレワークの活用を進めていけるかということについては、市民ニーズ、企業のニーズも踏まえて、今後も把握に努めてどのような取組ができるかという事を検討してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

留保しますか。

山本委員

評価等について再度、市長にご確認したいと思いますので留保します。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

私からは、休業協力支援金事業について伺います。新型コロナウイルス感染症対策に係る取組としてはステップワン、最初の頃に行われた事業であります。この事業が感染対策や人手の抑制に与えた効果をどのように捉えているのか伺います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

昨年4月から5月にかけて緊急事態措置の適用に伴い、商業施設や遊興施設、学習塾、飲食店など、様々な業種を対象に、休業や営業時間短縮などの要請にご協力いただいた事業者に対して協力支援金を支給したところでありますが、道内の感染症感染者数につきましては、緊急事態措置解除以降10月まで落ち着いた状態が続いたことなどから、本事業の実施により外出自粛などに一定の効果があったものと認識をしているところでございます。

桜井副委員長

佐々木委員。

佐々木委員

第5波までの感染者数の状況を見ますと、第1波よりは第2波、第2波よりは第3波と感染者数が増えてきています。今後のことは分かりませんが、感染状況が深刻になった場合には、早く鎮めるために入出を抑制するというのが、これまでも求められてきています。そのような場合に人手の抑制を効率的、効果的に進めるにはこの事業のように広い業種に休業を一斉に要請して感染を抑えることも必要な場合があるかと考えていますが、見解を伺います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答えを申し上げます。

現在、北海道内についても緊急事態措置の対象区域となっており、感染拡大のリスクが高いと考えられます飲食店を対象に休業や営業時間短縮の要請などを行っているところでございまして、ご協力をいただいた事業者に対して協力支援金の支給を行っているところでございます。今後につきましては、市内においてもワクチン接種などが進み、外出自粛などにより感染者数が減少しておりますことから、感染状況の推移に注視していくとともに、感染拡大防止に関する国及び北海道の動向について、情報収集を続け感染症対策の方向性等について検討してまいりたいと考えているところであります。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

2点お伺いします。

1点目、都市型観光推進事業について伺います。一般財源から122万6,000円の決算額となっております。決算書は189ページで報告書は57ページです。質疑項目にインフルエンサー招聘についてということで通告させていただきましたが、先ほどの青木委員の質疑の中でおおむね事業内容については理解出来ましたので、こちらは省略します。今の考え方をお伺いしたいのですが、現在、色々な社会活動の自粛が継続されてきましたが、このインフルエンサーの招聘による情報発信が広がったことの効果の成果について、まだ先とは思いますが、これは行政としての取組なので、何かしらの形で評価出来たほうが良いと考えますが、どのくらいの時期にどのような事が成果や効果と出てくると考えるのか伺います。

もう一つは、テレワーク等利用環境整備促進事業について伺います。こちらも山本委員の質疑で詳細について大体理解しましたが、委託料の宿泊施設の利用が説明の文字には、クラッセホテル、竹山高原ホテルと二つ宿泊施設が載っていますが、それぞれどのように支出がされているのかというところを伺います。

桜井副委員長

橋本課長。

橋本観光振興課長

インフルエンサー招聘に係る事業の成果、効果ということでお答えいたします。情報発信に関して非常に強い影響力を持っているインフルエンサーについて、SNSで多くの方がフォローされている部分に着目した事業となっておりますが、事業効果の導き方というのは非常に難しいものと考えております。情報を得た方が、実際にこの圏域に訪れたかというところの把握の難しさもございますし、実際の旅行につながったかどうかの把握も難しいと考えておりますが、今回、女性二人旅ということで、台湾出身のお二人に来ていただきましたけれども、この様子はユーチューブで紹介させてもらっています。ユーチューブに関してどのような経路でご覧になっている方が多いかという部分を見ていきますと、直接ではなくて外部から流入した割合が約6割、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSから入ってきている割合が、それぞれ6割、3割ということで数字的な動きを見ていくと、SNSによる発信というものは一定の効果があるのではないかと捉えているところでございます。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

テレワーク等利用環境整備促進事業における委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出自粛の対応として、全国的にテレワークが推進されている中で自宅等でのテレワークの実施が困難な市内居住者や市内事業者の従業員を対象に市内宿泊施設2か所において、客室の一部をテレワーク場所として市が借り上げ利用料500円で提供したところであり、委託料につきましては、客室の借り上げや予約の受付管理等に必要な経費を市から宿泊施設へ支払ったものでございます。

金額につきましては、1期目となります6月8日から8月7日までの期間、一室当たり3,520円といたしまして、居室数はクラッセホテルで33室、竹山高原ホテルで3室、計36室を借り上げ日数20日間により委託料は253万4,400円。内訳としては、クラッセホテルが232万3,200円、竹山高原ホテルが21万1,200円となっております。また、2期目として実施をいたしました、10月26日から1月31日までの期間につきましては、テレワークに係る周辺機器等の貸出しや休憩場所等の利用などの環境整備を踏まえまして、一室当たり4,015円といたしまして、居室数は、1期目と同様36室、借り上げ日数につきましては60日間により、委託料は867万2,400円。内訳としては、クラッセホテルで794万9,700円、竹山高原ホテルで72万2,700円となっております。

桜井副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問致します。

テレワーク事業ですけれども、ただいまの答弁にもあった環境整備のWi-FiですとかIT機器整備も含めてという説明の中で、整備したインターネットの機器については、現在レンタル中との説明も有りましたが、今

後、事業が終わった後は事業者でそれは撤収するのか、それとも今後は宿泊先の事業者が同様なサービスをするかどうかは分かりませんが、それぞれの施設で今後も活用されていくという認識でいいのか確認したいと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。

先ほどご答弁申し上げました、テレワークに係る周辺機器等の貸出しについてですが、Wi-Fi環境については施設自体が常時、設備として整備されているものですので、Wi-Fiの機器を貸出したということではございません。具体的にはOA機器と申しますか、電源タップなどの機器を貸出したということで把握しているところでございます。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

185ページの中小企業者等融資事業、令和2年度の運転資金設備資金の融資実績等ですが、この融資を受けている企業で返済の焦げ付き等あったのかどうかというのを詳しく説明してください。

それから、企業誘致で先ほど山本委員からも質問があり、令和2年度の販売は98%という説明ありましたが、操業が何%まで行っているのか確認の意味でお知らせください。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

中小企業者等融資事業の令和2年度の実績につきましては、全体で181件、金額は26億2,093万円となっております。内訳といたしましては、運転資金が112件で22億700万円、設備資金が13件で1億2,736万円、小口企業資金が56件で2億8,657万円、新規創業等支援資金についてはゼロ件という内訳になっております。前年度と比較しますと、全体では新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに苦慮されていた事業者が多かったことなどから、運転及び設備資金について、限度額を引き上げるなどの制度改革を行いまして、その結果、件数としては31件で20.7%の増加、融資額では10億8,109万円、70.2%の増加となっております。種類別では、運転資金は件数が27件で31.8%の増加、融資額は10億4,150万円で89.4%の増加となっております。

次に、融資の返済が出来なかった企業の件数についてでございますけれども、令和2年度につきましては、返済に滞りが生じた企業はなかったと把握しているところでございます。

次に、企業誘致推進事業の輪厚工業団地の操業率についてでございます。操業率については、現在35区画中、20区画で操業が開始されており、企業数は10社ということで率としては57.63%となっております。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問を致します。

昨年はコロナ禍の影響で融資を受ける件数や金額も増えたと思いますが、その中で一番大変だったのは運転資金だったと思います。運転資金だけで見た場合、限度額まで融資を受けた企業があったのか、あったとしたら何件くらいあったのかお知らせください。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。

昨年度、制度改正により運転資金及び設備資金については、これまでの3,000万円から4,500万円と限度額を上げたところでございます。実績といたしましては、運転資金の全体実績112件となっておりますけれども、このうち、限度額の3,000万円を超える件数は77件という数字となっております。企業と件数の数字が一致するわけではありませんので、企業数としては押さえておりませんが、借入れの件数としてはそのような件数となっております。

桜井副委員長

以上で通告による質疑は終わります。

ほかに、質疑はございませんか。

島崎委員。

島崎委員

通告していませんけれども、質問させていただきます。

一つ目は、先ほどからあります企業誘致推進事業に関してお伺いをいたします。輪厚工業団地の件ですけれども、山本委員、藤田委員から先ほども質問ございましたが、大和ハウスでの買収地において未操業地が5割以上あるという話でしたけれども、本当に企業誘致の売買取引はされているでしょうか。私が調査している内容だと、大和ハウスはもう既に違うところに推進が向いているような気がします。買戻し特約もあるわけですし、市として、もう少し詳細を詰めていかなければならないと私は思っていますし、そのような調査もしています。

それから、未分譲地が2区画あると聞いていますけれども、私が聞いている限りではもう1年半くらい、同地区に立地企業と交渉中と聞いていますが、こちらも、ある程度期限を区切って売買の状況を詰めて、再販告知など、早期に行っていくべきではないかと私は思っています。現在、市内には土地が欲しいという企業がほかにあると私も聞いていますし、色々な情報も入ってきています。既にほかの市に輪厚の分譲地を待っていて、同業同地区の企業と補償中などで待ってくれということで、待たなくてほかの地に行ったという企業も2社から直接聞いています。待たされて、結果、違う場所に行ったわけです。ですから、大和ハウスが取得の土地も含めて、交渉内容を詰めて期限を区切っていかなければ、市として損失を受けるわけですから、その辺をしっかりとやっていただきたいと私は思っています。これについては、1回しか質問出来ませんので、留保しませんけれども、いずれ本会議で私の情報を元にお伺いしようと思っておりますが見解をお伺いしたいと思っております。

桜井副委員長

林課長。

林商工業振興課長

輪厚工業団地の大和ハウス所有地につきましては、昨年度から1区画ずつでありますけれども操業しております。今年度につきましても操業1件、着工1件ということで進んでいるところでございます。物流倉庫の建設ということでございますけれども、大和ハウスの企業誘致としては、物流倉庫の種類として、オーダーメイド式の物流倉庫、テナントが複数入るマルチテナント式物流倉庫がございます。現在、輪厚工業団地では、オーダーメイド式の物流倉庫が1か所ございます。そして、マルチテナント式の物流倉庫は1か所が操業済みで1か所を現在、建設しているところでございます。企業のニーズという意味では、オーダーメイド式で一社が入るような形の進め方をこれまでも大和ハウスがやっておりますけれども、現在、企業のニーズが変わりつつあるというところで、テナント型の物流倉庫を中心として進めているところでございます。このテナント式についても、建設をする時点でテナントをある程度決めた上で建設するパターンと、建物自体はある程度、早期建設を進めて並行してテナントとして企業の商談を進めるという手法も実施しておりますので、企業が決まらないと建設が始まらないというよりは、その商談も並行して建設を進めていくというお話も伺っておりますので、早期建設を進めるように意見交換は引き続き実施をしてみたいと考えております。また、土地の引渡しから5年で原則操業ということですが、大和ハウスの意向や今の社会情勢なども踏まえての計画の変更ということで、土地開発公社の理事会において計画変更の承諾をしたところでございます。変更後の計画では、令和5年から令和6年までで、現在所有している区画については操業予定となっておりますので、予定通り実施ができるように情報共有、企業誘致なども行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、未分譲地2区画についてでございます。こちらについては、輪厚工業団地の中に既に立地をされている企業について、さらにもう1区画ということで商談を進めているところでございます。2区画ありまして、商談についても2社、行っているところでございます。こちらは、かなり前向きな回答をいただいているところでありますけれども、そういう中で今回のコロナ禍の関係もあって、企業自体の事業計画もある程度練り直さなければならないという状況もございますので、そのようなことも踏まえて、購入の意向について情報交換を密に進めてまいりたいと思っております。期限についても一定の期限を提案しながら、相手方と商談を進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、**総務費の総務管理費の特別定額給付金給付給付費、商工費の商業振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商工労働費の質疑を終了いたします。**

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

桜井副委員長

休憩を解き再開をいたします。

次に、都市計画費の下水道事業費を除く土木費の質疑を行います。

永井委員。

永井委員

幾つか質問いたします。

まず、決算書 204 ページで報告書 61 ページの東西連絡橋施設補修事業について伺います。JR 駅内の東西連絡通路のことだと思いますが、具体的な補修内容と今後の補修計画について伺います。

二つ目に、決算書 208 ページで報告書 47 ページの都市公園整備事業になりますが、2019 年度から 2020 年度の決算公園事業費の決算額が 3 億 4,700 万ほど減少していますがこの理由についてと、施設改修整備として照明灯や外柵等々が報告書にはありますが、トイレやベンチなどの改修整備の状況はどうなっているのか伺います。また、大曲幸緑地以外ののり面の状況について伺います。

次に、決算書 208 ページからで報告書 48 ページの都市公園整備事業のボールパーク関連ですが、こちらの整備に関わる地権者からの事業用地取得以外の事業費の詳細について伺います。

次に、決算書 202 ページで報告書 61 ページの生活道路整備事業ですが、整備率が 26.2%となっていますけれどもこの理由について伺います。老朽化や劣化が著しい箇所については早期的な整備が必要と考えておりますけれども具体的な整備計画についても伺います。

最後に、決算書 202 ページで報告書 61 ページのボールパーク関連の市道整備事業について、当市道の西裏線道路の改良工事、北進通の道路工事に関わる設計変更の理由について伺います。設計変更に伴って請負代金額などが増額しておりますが、その妥当性について伺います。

桜井副委員長

人見建設部次長。

人見建設部次長

私からは東西連絡橋施設補修事業についてお答え申し上げます。具体的な補修内容といたしましては、ドーム状の屋根のシーリング修繕と通路天井部の雨漏りの修繕となっております。修繕計画につきましては、本体の橋梁分につきましては、橋梁長寿命化事業で点検に基づき実施することとなります。また、屋根のシーリング修繕は、エリアを決めて計画的に行っておりますが、それ以外の施設につきましては、破損が発生した時点で修繕で対応することになると考えます。

桜井副委員長

中垣ボールパーク施設課長。

中垣ボールパーク施設課長

令和 2 年度の公園事業費が約 3 億 4,700 万円減少した理由についてであります。令和元年度はきたひろしま総合運動公園から名称が変更となりました北海道ボールパーク F ビレッジの用地取得において、物件移転補償費約 3 億 3,000 万円を執行したところであります。令和 2 年度の用地取得部分においては、物件がなかったことが減少した主な理由であります。

次に、ボールパーク関連の都市公園整備事業の用地取得以外の事業費についてであります。用地取得に係る

土地所有者宅への旅費が1万5,400円、用地売買契約の収入印紙代が2万5,600円、関係機関や土地所有者への資料等送付のための郵便料2,634円、平和の灯公園及び北広島総合体育館駐車場の改修に係る設計委託費878万9,000円、令和元年度の工事において伐採した樹木の売却に係る国の交付金の返還が158万6,779円であります。

次に、工事の設計変更についてであります。道路の工事につきましては、多種多様な現場の自然条件、環境条件のもとで工事を行っており、当初積算時に予見出来ない自然条件や環境条件の変化や制約などについて、工事請負契約書に基づき設計変更を行ったものであります。令和2年度の主な工事10件について、全ての工事で設計変更を行っており、最終的に増額となったものが8件、減額となったものが2件であり、率としては2.4%の増となっているところであります。設計変更の理由の主なものとしては、現場の土が軟弱であることが判明したため工事用車両通行のために敷き鉄板を設置することになったり、現場の土の状況を試験した結果、当初設計の植生工法が適さないことが判明したため工法の変更を行ったり、また、樹木の伐採に係る費用を概数としていたものを量が確定したことにより変更を行ったなど、現場の土の状況による変更や概数の確定による変更などを行ったところであります。

桜井副委員長

藤本都市整備課長。

藤本都市整備課長

都市公園整備事業の施設改修整備と大曲幸緑地以外ののり面の状況についてご説明いたします。

まず、公園のトイレの整備状況につきましては、平成22年度からバリアフリー化を進め平成30年度に21箇所の公園で整備が完了したところであります。今後につきましても照明灯、外柵、ベンチ等を含め公園施設長寿命化計画に基づき計画的に、維持管理及び改築更新をまいります。

続きまして、大曲幸緑地以外の公園緑地ののり面の整備状況につきましては、平成30年北海道胆振東部地震等の影響により被災を受けた青葉第2緑地、稲穂公園ののり面の復旧工事を平成30年、令和元年度に実施しております。今後につきましても、日常や降雨時等のパトロールを行い、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、生活道路の整備事業についてであります。ご指摘の整備率26.2%は令和元年度末の2次改築の進捗率となっております。令和2年度末の1次改築を含めた全体の整備率は83.8%となっております。今後につきましては、補助金の充当状況にも影響を受けますが、劣化が著しい路線を中心に整備を進め整備率の向上に努めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

まず、ボールパーク関連の市道整備事業についてですけれども、土地の状況や工事の状況などによって設計変更をするというのは私も承知しております。当初、決めていたことから建築関係などの変更があるというのは認識しておりますけれども、8件で2.4%の増ということで全工事のうちの8件が増額をしているということで、当初の計画が大雑把過ぎたのではないかと私個人としては考えております。例えば、土の状況や除雪高の増高による増額とかも資料の中には載っていますが、雪に関することは北海道の工事なので当初から必要になる予算を組立てられたのかと思います。その辺についての認識、見解を伺います。

生活道路の整備事業ですが、83.8%の整備率ということですが、こちらは完成目標に近付けるために、どのくらいのスパンで考えているのかを伺います。地域住民から道路が改修されない、直されなという意見とか

も寄せられておりますので、それについて伺います。

東西連絡橋の部分ですけれども、屋根のシーリング修繕のエリアを決めてその都度、定期的に修繕しているということですが、そうなりますとなかなか進まないのかと思います。この先、駅西口開発や駅の改修改善が関わってくるとは思いますけれども、大規模修繕工事などを計画するべきではないかと思っておりますけれどもその辺について伺います。

桜井副委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

再質問にお答え申し上げます。

道路工事の設計につきましては、設計変更が生じないように心がけているところでございますが、冬季間の降雪量ですとか予見出来なかった部分について設計変更等を行わせていただいたところでございます。

桜井副委員長

人見次長。

人見建設部次長

再質問にお答え申し上げます。

東西連絡表のドーム場の屋根のシーリング修繕につきましては、委員がおっしゃるとおり雨漏りが収まらないような状況が続いております。ボールパークの開業に合わせまして、できるだけ広い範囲の修繕をして雨漏りが解消できるような方法を検討したいと思っております。

桜井副委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

生活道路の整備率でございますが、現状 83.8%なので、100%になるまでには、現在、未整備の延長が約 35.3 キロございまして、平均で年約 800 メートル、0.8 キロ程度の整備となっておりますので、単純計算でいきますと約 45 年ほどかかるという計算になります。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

生活道路に関しましては 45 年くらいかかるということですが、年間大体 800 メートルずつ行っているということで、財政の関係とかもあるとは思いますが、年間に行うキロ数や範囲などの見直しは考えてははないのでしょうか。工事を進めていくに当たって、改修したところが劣化をして行くのは仕方がないと思っておりますが、整備計画の見直しなどについて、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

ボールパーク関連の市道整備事業ですが、今後、なるべく増額しないようにと考えていらっしゃるということですが、2018 年から 2020 年の 3 年の行政から頂いた一般財源と市債の道路に関する資料では、2018 年が 1 億 1,900 万ほど、2019 年が 5 億 9,900 万、約 6 億、そして 2020 年が 6 億 3,000 万ほど、2021 年 9 月 13 日現在

の執行額が10億3,000万ほどで、既に10億超えています。このように年々ボールパーク関連の市道整備事業費が増えておりますので、市の財政の負担が増えていかないようにすることも考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺について指摘をしながら見解があれば伺います。

桜井副委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

整備方法についてですけれども、現状、国の補助事業を活用しており、なかなか充当率も要望どおりにはいかないという部分もございまして、難しいものと考えております。出来ることとすれば、優先順位を見直して本当に劣化が著しいところを優先的にやっていきまして、そのほかの路線は通常の維持管理の中で何とか延命を図りながらやっていくことになろうかと思っております。

桜井副委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

ボールパーク周辺の市道整備についてご答弁申し上げます。これまでのボールパーク誘致に伴い、道路上のアクセスの向上に向けて周辺道路については、議会の特別委員会等を通じながら皆様にご説明をし、予算の審議を得て、予算の執行をさせていただいているところであります。ご指摘のとおり、設計変更等が続く中では現場サイドも出来るだけそのようなことが生じないよう心掛けているところでございまして、先ほど課長の答弁にもありましたように、今後につきましても丁寧に進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかに、ございませんか。

小田島委員。

小田島委員

2点お伺いしたいと思います。

まず、決算書197ページ、報告書58ページにあります自転車駐車場管理事業の関係でございまして、これは、駅周辺に市で管理をする駐車場が設置をされておまして、年間を見ても、夏はそうではなのかもかもしれませんが、冬季間は放置自転車があると散見されるお見受けします。サドルが外されていたりして、本当に使えないような自転車まで置いている状況がありますけれども、放置自転車の管理状況はどのように行っていて台数がどのくらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

二つ目ですけれども、有料駐車場の管理運営事業です。東側と西側にそれぞれ市営の駐車場がございまして、その利用状況、稼働率がどのくらいになっているのかお伺いいたします。指定管理者の管理になっておりますので、それぞれの報告がありますけれども、ボールパークなどが開業されることによって、現地の駐車場以外にも北広島駅の駐車場だけ利用して歩いていくとか、シャトルバスで行くというところの需要で将来的に拡大されていくと思っておりますので、現状の稼働率と今後の見込みなどがあればお聞きしたいと思います。

桜井副委員長

人見次長。

人見建設部次長

まず、自転車駐車場管理事業につきまして、放置自転車の状況についてご答弁申し上げます。放置自転車の対応につきましては、11月末に自転車駐車場閉鎖時に放置されている自転車に撤去予告の札をつけ、一定期間経過後に撤去し、西口自転車駐車場に集約し、次年度まで保管後、引取りのなかった自転車については処分しております。放置自転車台数につきましては、令和2年度が65台、令和元年度は91台となっております。

続きまして、有料駐車場管理運営事業についてご説明申し上げます。市営駐車場の利用状況につきましては、令和2年度は東駐車場が3万8,247台、西駐車場が3万586台となっております。稼働率につきましては、各駐車場ますごとの利用状況が把握出来ないため算出出来ませんが、令和元年9月に東駐車場の精算機を更新し、同年10月から時間ごとのデータ収集が可能となりまして、コロナ禍前の数字ではありませんが、東駐車場の駐車台数可能台数211台に対して、最大駐車台数は183台で最大時の駐車率は86.7%となっております。令和2年度のコロナ禍の状況につきましては、157台で74.4%となっております。ボールパークが開業した際の利用状況でございますけれども、こちらにつきましては、ボールパーク内の駐車場の料金設定にもよりますが、そちらの料金よりも市営駐車場の料金が安いとなった場合には、こちらの駐車場を使うということも考えられると思います。

桜井副委員長

小田島委員。

小田島委員

放置自転車ですけれども、11月末で閉鎖時に放置している自転車に予告表と札をつけて、一定期間保管ということでございますけれども、どのくらいの期間で確認を行って、引取りに来る方が実際にいらっしゃるのでしょうか。札幌市などの近隣でも放置自転車の問題が課題になっていると思いますが、放置自転車を一定期間、どこかに保管をしたいと思います。引取りに来る場合に料金を課すなど、今後は放置自転車を置かないという仕組みも考えていかなければならないと思います。処分をしておりますけれども、令和2年度の65台のうち処分に回した台数はどのくらいでしょうか。多分、鉄くずになると思いますから、財産収入なども発生すると思いますけれども実態、実績をお伺いしたいと思います。

桜井副委員長

人見次長。

人見建設部次長

放置自転車の撤去通告につきまして、令和2年度につきまして94台を通告いたしまして最終的に処分に回ったのが65台となっております。処分費といたしましては、7,150円の収入となっております。放置自転車の対策といたしましては、引取りの際に料金を徴収するなど、他の市町村が行っているところもございますので、そういうところも今後は調査、研究してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

小田島委員。

小田島委員

放置自転車が発生しないように、今のような調査や研究も速やかに行うべきだと思います。ボールパーク開業時に併せて、駅周辺の環境もあると思いますのでスピーディにやっていただきたいと思います。

有料駐車場の関係につきまして、対応が難しいところもあるとは思いますが、利便性も追求をしながら効率的に運用できるかというところは引き続き検討されることをお願いしておきたいと思っております。

桜井副委員長

以上をもちまして、午前中の質疑を終了いたします。午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後12時59分 再開

中川委員長

午前中に引き続き、個別質疑を続けます。

山本委員。

山本委員

私からは決算書202ページの市道整備事業の大曲楡山線の道路改築事業についてお伺いします。大曲楡山線の道路改築ということで、道路の改築事業と橋に関連した設計等におけるJR負担金の事業になっております。この書類を見せていただきましたが、JR負担金が2,092万8,000円の事業ですけれども、決算額では1,587万ということですが、このJR負担金の根拠となっている見積り額が一式ということで書かれています。そうしますと、このJR負担金の設計事業の金額は実際どのように出されているのか、私には根拠と妥当性が書類を見ただけでは理解出来ませんでしたので、この見積りに対してどのような見解をお持ちなのかお聞きしたいと思っております。

中川委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

JR北海道への委託につきましては、平成20年12月25日付けで、国土交通省と各鉄道事業者間で締結された公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申合せに従いまして、JR北海道との協定を締結し、事業を実施しております。JR北海道への委託に伴う見積り額並びに精算額につきましては、JR北海道において先の申合せにより適切な積算、入札を行い、契約をしているものと認識しております。また、毎年、北海道開発局、北海道並びにJR北海道で構成します鉄道委託工事に係る地方連絡会議では、透明性の確保向上について議論されていることから、今後につきましても透明性の確保、向上に向けて地方連絡会議との情報共有や調整を図ってまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

透明性確保の徹底に関する申合せを見ますと、JR北海道と事業実施は北広島市ですけれども、それぞれの契約などの時点で資料を提出することとなっております。これを見ますと、精算時には単価、数量、金額がそれぞれどのようなになっているのか、積算根拠というものが例示されているわけです。今回の申合せに基づいたとされていますけれども、実際にJRの出された資料を見させていただきますと、そのような内容になっていないので、

この申合せ通りにそもそも行われているのかどうかということも疑問です。

もう一つは、一式という形で書かれたものを、市として設計業務等の事業が適正な金額だと判断した根拠はどこにあるのでしょうか。

中川委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

ご質問のありました、申合せについては、こちらの中身は主に工事のことについて記載されておりまして、委託については特段の例はないんですけれども、過去の工事につきましては、この中の例にあります通り単価の部分での記載はございますが、昨年は3本とも委託業務であったことから、一式という形での内容になっているところがございます。昨年の委託内容につきましては、私どもが参考的に内部で積算したものがございまして、それとの対比も金額だけですけれども行っております。それをもちまして大体妥当であると判断したところがございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

この申合せでは、工事とそれ以外と分けてするということは一切書かれてないのですが、これを当該工事業業に関してなぜそういうことにしたのか。また、市としてJRに細かい積算根拠をなぜ求めなかったのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

最終的にJRの立会いのもと、私どもで検査をしていますが、その聞き取りの中で詳しい中身まで公開していただけなかったんですけれども、細かいやりとりの中で妥当性があったというところで判断したところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

これについては、市長に再度見解を求めたいと思いますので、留保したいと思います。

中川委員長

わかりました。

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

1点、お伺いします。地域土木振興事業について、決算書は196ページからで報告書は59ページです。令和2年度の予算では100万円のところが決算としては46万2,000円と報告されています。こちらの砂利道補修工事について行われたということで記載がありました。工事が行われた場所と助成の基準について確認いたします。

中川委員長

人見次長。

人見建設部次長

地域土木振興事業の令和2年度の施工場所、助成基準につきましては、令和2年度は輪厚490番地先の市道輪厚1号線から北東へ向かう道路を延長60メートル、幅3.0メートルの区間で、砂利を20センチの厚さで敷きならず工事に補助金を交付いたしました。補助金の助成基準につきましては、道路橋梁、または排水施設で市が管理する以外のものを、改良、補修、その他の整備工事を5万円以上で共同施工する者に対し、市長が認めた額の2分の1を補助することとしております。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問ですが、この事業は、市民生活向上に寄与する目的で共同工事を行う者に対するの事業費支援で、これまでも長く継続されてきた事業と認識しています。ホームページの資料など確認できたものには、自治会住民の方が共同で申請している場合や事業者が共同で申請している場合など様々で、数万円台から上は100万円前後の補助金が交付されてきました。事業者は、それぞれが自己資金を確保し制度を利用する計画を立てていますが、100世帯にも及ばない町内会で私道整備を支援してもらうための計画を立てることも厳しいのではないかと思います。補助金は、補助金の交付要綱に基づいて交付されていると認識していますが、過去、市長が認めた事業費の3分の2を補助していたところ、平成25年の要綱の見直しの際、2分の1の交付基準に変わり、それ以降は町内会などからの申請がかなり減っている経過が確認出来ました。やはり、事業者が共同で行う場合と住民が自治会などと共同で行う場合のそれぞれで交付基準を設定し、生活環境の拡充を支援するということで見直しが必要ではないかと考えますので、今後の事業継続の見通しと併せて2点質問します。

中川委員長

人見次長。

人見建設部次長

まず、この事業を今後も継続するかということですが、この事業を利用されている団体は現在もございます。市が管理する以外の道路で道路施設等の整備を行うことによって、住民生活の向上が図られるということから、今後も継続する予定でございます。

補助金の交付率ですが、2分の1から3分の2に引上げというご要望でございますけれども、こちらにつきましては、市の補助金等交付規則の運用基準等に基づき実施しておりますので、現状2分の1から3分2への変更は難しいものと考えております。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

基準の見直しは難しいとお答えでしたが、やはりその基準が変わったことで、過去にこの制度を利用して道路を整備した町内会では、その先の負担額や資金を確保していくというのは難しいこともあって、経年で道路が傷んでくる事を悩まれているという声も寄せられています。排雪に関する補助の負担額も変わったりして、住民や自治会の負担がますます増えて、これからも厳しくなっていくというところでは、地域の実情を再度確認して補助基準の見直しを検討されますことを、要望として申し上げておきます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは3点ほど、お聞きします。

まず203ページ、市道整備事業のボールパーク関連で聞きます。今のボールパークの市道の改修の中で電柱を撤去して、地下に埋設する無電柱化工事が進められていると思いますが、令和2年度の工事費及び進捗状況はどこまでいっているのかお聞きします。

それから、207ページの公園管理経費、これは昨年も少しお聞きしましたが、緑葉公園の中にあります安田侃氏の「新生」という彫刻ですが、今回はリニューアルも考えられているようですが、この広場の名称や案内板などの設置が無く分かりにくい状況がありますが、市としてどのような認識及び対策を考えているのかお聞きします。

最後に、209ページの市営住宅管理費ですが市営住宅のエレベーターの設置率は令和2年度までどこまで進んだのかお聞きします。

中川委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

令和2年度の無電柱化に係る費用につきましては、1億9,400万円であり、全体延長3.5キロメートルのうち、令和2年度は0.99キロメートルの整備を行ったところであり、令和2年度末の進捗率は28%となっております。

中川委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

私からは、安田侃氏の作品の場所が分かりづらいので対策ということでお答えいたします。緑葉公園は、市内唯一の総合公園であり、眺望にも優れているため、市内外から体育施設を含め多くの利用があり、皆様から大変親しまれている公園であります。ご質問の安田侃氏の彫刻「新生」が建つ場所につきましては、47.8ヘクタールある広い公園で場所が分かりづらいとの声もあることから、見取図でや表示看板などの設置を検討してまいりた

と思います。

中川委員長

松崎建築課長。

松崎建築課長

私からは、市営住宅のエレベーターの設置率に係る質問についてお答えいたします。令和2年度末における市営住宅の棟数及び管理戸数は17棟332戸となっており、このうち、エレベーターが設置されているのは3棟、126戸となっているため、エレベーターの設置率につきましては、管理戸数332戸のうち126戸がエレベーター付きとなりますので、戸数割合では約38%、棟数の割合では全体17棟のうち3棟がエレベーター付きとなりますので18%となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。

ボールパークのこの市道の無電柱化の完成がになる予定なのか、最終的に工事費がどの程度までいくと予想されるのかご説明願います。

それから、市営住宅に関しては、今後、エレベーターを付けなくてはならない市営住宅があるのか、また、予定があればいつ頃になるのかお答えください。

中川委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

再質問にお答え申し上げます。

無電柱化につきましては、今年度、1.77キロメートルの整備を進めているところであり、今年度末の進捗率は79%を見込んでおります。令和4年度に残りの0.74キロメートルを整備し、令和4年度中に完成する予定でございます。全体工事費につきましては、約10億円を見込んでいます。

中川委員長

松崎課長。

松崎建築課長

今年度、市営住宅につきましては、公営住宅長寿命化計画の見直しを行っており、エレベーターにつきましても、改めて輪厚団地に設置を位置づけるなど検討してまいりたいと考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

確認ですが、今の無電柱化で最終的に10億円くらいかかる予定ということで説明がありましたが、この10億

円は市の持ち出しで10億円なのか、それともNTTや北電や関係者含めて10億円なのか、その内訳の説明をお願いします。

中川委員長

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時20分 再開

中川委員長

藤田委員、もう少し時間がかかりそうなので、教育委員会が入った後の答弁でもいいでしょうか。

藤田委員

はい。

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

ほかに、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で通告による質疑を終わります。

以上で **都市計画費の下水道事業費を除く土木費の質疑** を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時23分 再開

中川委員長

次に、総務費の総務管理費の防災費のうち、**まちづくり構想策定事業、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業、幼稚園振興事業を除く教育費** の質疑を行います。

青木委員。

青木委員

私からは1点お尋ねをいたします。

心の教室相談事業で決算書249ページ、報告書は32ページであります。新型コロナウイルスの流行前と比較して相談件数、相談内容について変化があるのかお尋ねいたします。

中川委員長

花田学校教育課長。

花田学校教育課長

相談件数についてであります。コロナ禍前の令和元年度と令和2年度の比較では、小学生では125件から196件、中学生は243件から404件に増加している状況であります。令和2年度の主な相談内容につきましては、小

学生では、友人との人間関係に関する相談、家庭での保護者や兄弟との関係に関する相談が多く、中学生では、友人関係や家庭内の関係に関する相談に加え、学業に関する悩みや心身に関する悩みが同程度とされております。

コロナ禍前の令和元年度と比較し、相談内容の傾向に大きな変化は見られませんが、小学生の家庭内の関係に関する相談がやや増加傾向にありました。コロナ禍に関する相談内容につきましては、「昨年5月の臨時休校以降に生活のリズムが乱れた」という相談や「中体連が中止となったことが残念に思う」と相談の報告がありました。直接的なコロナ禍に関わる相談は数件程度であり、増加しているとは捉えておりません。令和2年度は相談員の配置時間数を増加したことに比例しまして相談件数も増加しており、コロナ禍でもストレスが相談に影響している可能性もあったと捉えております。

中川委員長

青木委員。

青木委員

コロナ禍後、相談員の配置時間も延長されたということで、大変心強い対策かと思えます。

再質問させていただきますが、昨日も子育て支援部とお話をさせていただいたきましたが、コロナ禍の流行後、ステイホームを長い間求められておりますし、その家庭内の子育てもそうですけれども、小学生、中学生の心理的に何かしらのストレスで影響が出ているのではないかと考えられます。実際に様々なメディアを通じまして、コロナ禍における悩みですとか相談事というのはクローズアップされているわけでありまして。そこで、北広島市としてこのコロナ禍において、特にこちらの担当ですと小学生中学生の児童たちにコロナ禍での心の状態などをアンケート等で調査をして把握をすべきではないかと私は考えますが、その点につきましてご見解があればお願いいたします。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

心のアンケートでありますけれども、昨年度から全児童生徒を対象としました、心と体の健康調査を実施しているところであります。心身の状態が不備な部分が見受けられるところにつきましては、学校やスクールカウンセラーなどと共有し対応に当たっているところでございます。

中川委員長

青木委員。

青木委員

コロナ禍は簡単には収束しないということで、これからも様々な制限下においての生活がまた強いられていくと思えますので、今後も生徒児童の心の変化の部分につきましては、しっかりと把握をしていただくようお願いを申し上げて質問終わります。

中川委員長

滝委員。

滝委員

決算書 235 ページ、報告書 37 ページの成人式開催事業についてお伺いいたします。令和3年成人式はまだ開催出来てないと思いますけれども、事業費の52万8,000円の内容についてお伺いします。また、延期となっている成人式は、令和4年1月8日と9日に開催すると報告を受けていますけれども、もしもまた緊急事態宣言が発令された場合は、再々延期等の検討はされているのかお伺いいたします。

中川委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

成人式に関わる社会教育総務費のうち、成人式開催事業についてであります。事業決算額52万8,000円の内訳につきましては、成人の記念品に16万2,000円。成人代表映像出演など、式典開催に協力をいただいている方への謝礼として6万円。成人式映像作成委託費として4万9,000円。そのほか、式典プログラムや式典に使用する消耗品、案内状発送のための郵便料として25万7,000円となっているところであります。令和2年12月8日に延期を決定いたしまして、令和3年4月21日に再延期を決定した成人式でございますが、令和3年成人式の今後につきましては、令和3年7月30日に、令和3年及び令和4年、成人式についてという文書で、議員の皆様にもご報告させていただいており、既に市の広報やホームページでも周知しているところであります。令和3年の成人式は1月8日の土曜日、令和4年成人式は1月9日の日曜日に、両成人式とも二部制としまして開催することとして準備をしているところであります。緊急事態宣言等の発令で開催困難であるという判断した場合についての再々延期につきましては、中止で現在のところは検討しているところであります。

中川委員長

滝委員。

滝委員

昨年の決算特別委員会の回答で成人式の記念品は、石屋製菓のご協力をいただいて、白い恋人と北広島市のオリジナルキャンディと伺ったのですが、食品ですので賞味期限があるのかと思いますけれども、延期が続いて、そのような記念品の活用についてお伺いします。

また、もし緊急事態宣言等がまた発令された場合は中止を検討しているということですが、中止になった場合、成人を祝う何かを、是非、検討していただければと思います。これは令和3年成人式のことだと思いますが、令和4年成人式についても同じく中止なのか延期を考えておられるのかお伺いします。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

参加記念品につきましては、今、委員からもおっしゃられましたとおり、石屋製菓のご協力をいただきながら、北広島市のオリジナルキャンディを令和3年成人式用にロット数もあり750人分用意したところであります。4月21日に再延期を決定しまして、賞味期限が9月20日でありましたことから、フードロスのないように児童養護施設である天使縁や福寿園、体育の演奏などでお世話になっております北広島福祉会、各地区の生涯学習振興会の事業参加景品について活用させていただいて、フードロスのないような形で使用させていただいているところでございます。令和4年の成人式に関しましては、現在検討中でございますが、記念品等々につきましても検討しているところでございます。

中川委員長

ほかに。ございませんか。

小田島委員。

小田島委員

私から2点お伺いしたいと思います。

決算書の221ページから23ページまでの外国語指導助手の活用事業の関係でございます。この報告書の説明を聞くと、指導員は8名おいて、そのうち3名がコロナ禍の影響で帰国をしたということの書き出しがございました。内容が少し不十分だと思いますので、その勤務状態がどのように変化をしたのか、そして、3人が帰国をしたことによって、当初の計画が変更になったのか、不足分についてはどのような対処をしたのかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、不登校いじめ対策教育相談事業、決算書247ページで報告書37ページでございますけれども、相談の状況についてお伺いをしたいと思います。いじめの認知件数がどのような傾向であったのか、不登校の新規発生状況、それらに基づいて対策、対応についてどのようなことで行われてきたのかお伺いをしたいと思います。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

まず、外国語指導助手活用事業についてであります。配置状況については、年度当初は市独自で任用している4名と、自治体国際化協会による外国青年招致事業を活用した3名の任用の7名体制でスタートしましたが、外国青年招致事業で任用した3名が6月と9月に帰国となりました。後任者は、同事業を活用し決定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から来日の延期が続き、12月に1名来日するのみで、残りの2名は年度内に来日することが出来ませんでした。結果として、当初7名と途中来日の1名を合わせて8名の任用しております。予定していた7名体制は確保出来ずに、5名体制となっていたところであります。

続きまして、帰国による影響と対応についてであります。小学校での事業の全てと中学校での希望に応じた英語指導助手の派遣に対応するため、7名体制を予定していたところであります。新型コロナウイルス感染症の影響により予定人数の確保が出来なかったことから、専門教員のいる中学校の派遣時数を減らし、英語が教科となって間もなく、また、専門性のある教員が少ない小学校への派遣を優先させるなど、できる限り授業への影響を少なくするよう調整をして対応したところであります。

続きまして、不登校、いじめ対策相談事業の件について答弁いたします。相談の傾向についてであります。不登校に関する相談件数が多く、子どもサポートセンター相談員への相談では、全体の46%、ソーシャルワーカーへの相談では、全体の56%を占めております。また、子どもサポーター相談員には、保護者からの相談が多く、不登校に関する相談に次いで家庭内の教育に関する相談が全体の17%あり、スクールソーシャルワーカーへは、不登校の相談について、心身の健康に関する相談が9%ほどありました。

次に、小中学校のいじめの認知件数についてであります。令和2年度につきましては、小学校が175件、中学校が65件、合計で240件となっているところであります。また、令和2年度の不登校児童生徒については、85名となっているところであります。いじめの防止に向けたこれまでの対応等についてであります。各学校におけるいじめの未然防止等に向けた集会の開催、各種資料による啓発のほか、いじめの未然防止、早期発見、早期解消の取組を進めるため、北海道教育委員会と連携しいじめの問題に関する調査等を実施するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置時間数の拡大による相談体制の充実に努めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の心や体の変化を把握し、児童生徒への心のケア等必要な支援を図るため心と体の健康調査を実施し、心身に負担がかかっていると判断できる児童生徒について、各学校にて面談を実施したところであります。

不登校につきましては、各学校の担任による定期的な訪問のほか、学校での対応のみで解決が困難な事例については、スクールソーシャルワーカーや、子ども家庭課の相談員ほか、関係機関などを含め、対応を検討し対策しているところであります。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

再質問させていただきます。

まず、外国語指導助手の関係でございますけれども、不足分の対策ということで中学校では派遣時間の減をしながら対応したということでございますけれども、当初の計画目標を100としたら、この間の対策的で不足分というのがどのくらいあって、何%くらい達成出来たかを数字で教えていただければと思います。

もう一つ、外国語の指導助手の関係でコロナ禍が影響しているのかわかりませんが、新聞報道等によると、報酬額が大変厳しくて、生活が大変だというような報道もありましたけれども、外国の方が日本に来られて、教育の指導をしていただいていることを考えれば、今の報酬が何かの基準で設けられているのかお伺いをします。

次に、不登校、いじめ対策の部分では、令和2年は小学校で175件のいじめ、中学校で55件のいじめを認知したけれども、いじめの強弱があると思いますが、重大な事案と言われる状態がありましたら、どのような対策を行ったのかというところがあればお示しをさせていただきたいと思います。

次に、30日以上のお休みの不登校の新規者数は85名いるということで結構多いように感じますが、フォローアップはどのように行われてきたのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

私からは、ALT外国語指導助手の関係でご答弁させていただきます。

まず、当初予定しておりました計画に対する達成率につきましては、統計や調査は取っておりません。もともと予定しておりました、英語実数につきましては、予定どおり達成しておりました、ALTがつける時間が少なくなったという結果でございます。また、本市のALTはほとんどがジェットプログラムというもので、国が一括して行っているプログラムの方に来ていただいております、報酬につきましては、生活するのに必要な部分が出ていますと認識しております。他自治体では、雇用というよりは委託のような形で、時数割りで派遣をいただいているような自治体もありまして、そういうところに行っているALTの方につきましては、不安定な部分もあると認識しているところであります。ALTにつきましては、ネイティブな英語をより身近で感じることで、外国語、英語の勉強に興味を持っていただくということが1番の目標でございますので、今後におきましても、コロナ禍が明けてALTが定員になったときに向けて引き続き活用できるようにしながら、学びを保障していきたいと考えております。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

不登校いじめ対策、相談事業についての再質問にお答えいたします。

令和2年度における、いじめの重大事態の発生につきましては、1件のいじめが要因による不登校事案が学校から報告されたことから、重大事態として対応したところであります。こちらにつきましては、解消されているところであります。事態の内容につきましては被害者及び保護者にて非公表を希望されていることから回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

中川委員長

後藤教育部理事。

後藤教育部理事

いじめの認知についてとそれに関わってのフォローにつきましては、令和元年の調査以降、学校では子どもたちが嫌な思いをしたという案件についても、いじめとして認知するようにしております。その結果、子どもたちの状況を細やかに把握しながら、一人一人面談をし、状況を把握して細やかに子どもたちを見ることによって、重大な事態に進んでいかないように取り組んでいるところであります。

また、不登校の子どもたちにつきましては、子どもたちも非常に悩んでいる部分もありますし、子どもたちの悩みが、保護者にもやはり影響している部分もありますから、子どもたちの対応はもちろんですけれども、保護者ともコミュニケーションをとりながら、今後について話し合うようにフォローアップしているところであります。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

不登校の関係で再々質問でございます。いじめというのは、状況を教育関係者で共有して未然防止にどのように対応するのかということは極めて重要だと思います。今回の重大事件1件は解決の方向で進んでいると受け止めましたけれども、教育関係者にケーススタディを行って皆さんが共通認識として理解をされたのかをお聞きしたいと思っております。

中川委員長

後藤理事。

後藤教育部理事

令和2年の重大事態につきましては、保護者、子ども、生徒の強い希望がありますので、具体的に学校名や事案を各校への情報提供は難しい部分はあります。ただ、校長会、教頭会が定期的にありますので、具体的な部分は情報提供出来ませんが、日常的にいじめについての教職員への情報提供、共通理解という必要性について教育委員会としまして指導してきたところであります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

私からは4点伺います。

1点目、教育委員会事務局経費について伺います。決算書は215ページから217ページです。補償補填及び賠償金という項目があります。内容とお答えできる範囲で構いませんので支払い先について確認いたします。

2点目は、学校教育衛生管理事業で、決算書253ページで報告書32ページです。ロールインラックカートなど購入されています。納入先と購入されたことで調理現場が改善出来た点を確認いたします。

3点目、児童の通学費支援事業で、決算書229ページで報告書36ページです。利用者数の推移について確認いたします。

4点目は、国際交流事業で、決算書241ページです。ホームステイの受け入れ中止や30周年記念事業兼市民交流事業が中止となっていますが、12万6,000円の支出があることから、何らかの事業を行ったものと考えます。パネル展などが実施出来たのか確認いたします。

中川委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

補償補填及び賠償金のご質問についてお答えを申し上げます。

補償補填及び賠償金の内容及び支払い先についてであります。平成31年2月に発生しました西の里小学校スキー遠足事故に係る損害賠償金として、4家庭に対し合計8万583円、学校敷地内における草刈り作業時のとび石による車両物損事故1件に係る損害賠償金として2万9,975円、市立学校における支払い遅延に係る遅延利息として3者に対して合計1万3,700円をそれぞれお支払いしたものであります。なお、お支払い先につきましては、個人情報も含まれておりますので回答は控えさせていただきたいと思っております。

中川委員長

岡学校給食センター長。

岡学校給食センター長

学校給食衛生管理事業についてお答えを申し上げます。

まず、ロールインラックカートにつきましては、西の里中学校の給食調理場に納入をしたものでございます。調理に使用いたします消耗品は、老朽化が進みますとカートや台車などはサビが発生いたしますし、食器や食器のかご、お盆などは摩耗して擦り傷が生じるケースが多々ございます。いずれも、洗浄の際に汚れを除去するときに非常に不具合が生じることから、今回の購入も含め衛生管理の向上を図るということで、損傷の状況を確認しながら更新を行ったというところでございます。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

児童の通学費支援事業について答弁いたします。

利用者数の推移についてであります。平成30年度の実績が122名、令和元年度が112名、令和2年度が89名と推移しているところでございます。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

国際交流事業につきましてご答弁させていただきます。

国際交流事業につきましては、令和2年度のカナダサスカトゥーン市からの訪問により交流30年を迎える年でございます。新型コロナウイルス感染拡大を受けて中止となり、また国際交流協議会の皆さん及びサスカトゥーン市側と協議しまして、この記念をする事業につきましては、中止を決定したところであります。交流30年記念事業としましての20万円の拡大予算につきましては、執行されなかったということになっております。国際交流協議会の通常事業につきましては、コロナ禍の感染拡大により縮小はされておりますが、カナダサスカトゥーン市との交流パネル展を、エルフィンパークで開催したところでありまして、当初の39万2,000円の予算に対しまして、12万9,000円の実績になっております。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

それでは、再質問いたします。

まず、事務局経費について、支払い遅延というものがございましたが、再発の防止について既に取り組みされていることがあると思いますが、その内容について確認いたします。

児童の通学費支援事業について、この事業による通学費の支援を受けているのは西の里小学校の児童が大部分と認識しております。バスなどで蜜になる状況を避けるために、遠距離を歩く選択をしている児童もいるのではないかと思います。そのような状況の児童の数を把握しているか伺います。

国際交流事業ですけれども、新型コロナ感染状況が落ちついてくればホームステイなどの交流の再開をお考えでしょうか。また、30周年を記念した事業は、何らかの方法で改めて行う考えがあるか伺います。

中川委員長

下野課長。

下野教育総務課長

支払い遅延事故の再発防止策についてお答えを申し上げます。

昨年の事故後、事故の原因分析等整理が終わりました。昨年11月から12月にかけて、校長、教頭、事務職員、それぞれ職階別に悉皆の再発防止研修を行うとともに、今年度4月に毎年行っております事務職員向けの説明会、それとは別に、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして校長、教頭、事務職員に対してオンライン研修をそれぞれ実施をしたところであります。今後とも、再発防止に取り組んでまいりたいと考えています。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

児童の通学費支援事業についての再質問にお答えいたします。

バスが密になる状況为了避免のため、徒歩通学をしている児童につきましては、学校に確認しましたところ、このような理由で徒歩通学している児童はいないと報告を受けております。なお、コロナ禍の状況に関係なく夏場などには高学年の児童が徒歩で通学しているケースがございます。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

国際交流事業につきまして再答弁させていただきます。

令和4年度の国際交流の派遣受け入れ事業につきましては、カナダのサスカトゥーン市側から当市への派遣要望は来ておりますので、完全に状況が落ちつけば受入れからスタートとなると考えております。また、30年の記念事業につきましては、国際交流協議会、カナダのサスカトゥーン市側と協議をした中で事業内容、開催可否までについても検討していきたいと思っております。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

児童の通学費支援事業についてのみ再質問します。

通学費の支援についての保護者への周知がどのようになっているのか伺います。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

通学地域支援の周知の方法についてであります。年度当初に学校を通じて支援制度に関する案内文書を全児童に配布しているほか、各学期の申請時期におきましては、学校から対象となる可能性のある家庭に対し申請書などを配布しているところであります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

木村委員。

木村委員

1点、質問させていただきます。

文化財保存活用事業について、予算書239ページで附属資料39ページであります。この事業内容の中に、寒地稲作の基礎となった水稲赤毛種を保存する団体を支援するものでありますけれども、赤毛米保存会には、何人の会員がいるのかと、保存会の活動内容についても伺います。

それと、北海道遺産の第4回選定の募集が10月から始まります。北海道遺産の目的は、有形無形の様々な遺産を、多様な人々が共有化する仕組みをつくることで、北海道の宝物を次世代に継承することを選定の考え方として、道内の歴史的建造物や自然、ジンギスカンやアイヌ文化ですけれども、次の世代に引継ぎたい、有形無形の財産の中から道民全体の宝物として、これまで67件選定しているそうですけれども、是非、北海道米のルーツで

ある、赤毛米の保存のためにも北海道遺産の応募をしてみてもどうかと思いますが、その件についてお伺いします。

中川委員長

丸毛エコミュージアムセンター長。

丸毛エコミュージアムセンター長

私からは、前段の水稲赤毛種の保存会の内容について、お答えさせていただきます。

まず、会員ということでございますけれども、市内で農業を営まれている2名の会員で構成されているところでございます。活動の内容ですけれども、赤毛の栽培はもちろんですが、種子の選別、保存、視察見学の対応、取材の対応、駅通所にございます見本田で西部小学校の4年生が体験活動を行っておりますので、それに関しての田植、除草、稲刈りの指導、学校栽培等も行っている場合がございますので、その学校栽培に対しての指導など、年間を通じて行っていると伺っているところでございます。

中川委員長

佐藤企画課長。

佐藤企画課長

北海道遺産への申請について応募についてお答えをいたします。

赤毛につきましては、全国的にも美味しいお米と評判が高くなった北海道米のルーツとしての歴史もそうですし、これまで地域の人々によって保存、継承、活用されてきた様々な取組というの、本市だけではなく北海道の宝物として、次世代に引き継いでいかれる重要な地域資源じゃないかと私どもも考えております。今後、募集、要件等が公表されると思いますので、その内容を確認しながら応募に向けて検討してまいりたいと考えております。

中川委員長

木村委員。

木村委員

保存会の会員が2名ということで大変少ないと思います。保存会のメンバーの方の一人は若い方ですけれども、今後、保存していくために保存会の会員の育成、赤毛米をつくる農家の方の後継など、どのようなことを考えているのかお伺いいたします。

次に、北海道遺産の関係ですけれども、現在、この赤毛米を使った商品で赤毛米を使った焼酎、お酒やお菓子などの商品化も取組んでおります。そのほかにも保存会の活動の中で小学生が見本田で田植やいろいろな面で取組をしておりますので、是非、北海道遺産に応募していただきたいと思います。最初の保存会の育成についてお願いします。

中川委員長

丸毛センター長。

丸毛エコミュージアムセンター長

実際に会員としてこちらに報告いただいておりますのは2名ということでございますけれども、当然、その2

名だけで活動しているわけではございません。大きく2家族の皆さんで担っていただいている状況がございます。私どもで可能な限り、求めに応じた支援を進めてまいりたいと思っておりますし、また、必要に応じて、保存会の皆さんともコミュニケーションの場を持っておりますので、状況や課題等も認識する中で途切れる事の無いように進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
永井委員。

永井委員

外国語指導助手活用事業について、先ほどもほかの委員からありましたけれども、2020年の6月と9月に本国に帰国された方が3人いらっしゃるということで、その方たちへの報酬の支払いや帰国準備のための支援などとはどのように行ったのか伺います。当市のALTは市の会計年度任用職員で行っているということですので、札幌などのように派遣ではないということで、きちんと報酬が払われて保障がされているのかと思いますが確認のために伺います。

もう一つ、この報告書では英語指導助手8名というところであがっていますが、先ほど課長からも説明がありましたが、当市の上限は7人ということという事で私も勘違いをしてしまったので、報告書の載せ方を見直していただきたいと思えます。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

外国語指導助手活用事業の件について答弁いたします。

外国語指導助手に係る対応についてであります。帰国までの任用期間の報酬や、帰国の旅費など、当市が活用している、自治体国際化協会による外国青年招致事業におけるマニュアルに準じまして、定めている任用規則に基づき支給しているところであります。また、帰国に向けた部屋の引き払いや、各種の手続につきましては、市の担当の職員が相談を受けるなど、支援を行ったところでございます。

決算の報告書の記載につきましては今後、見直しを図っていきたいと思えます。

中川委員長

永井委員。

永井委員

本市のALTの方は派遣とは違いますので、市の会計年度任用として月額一人当たり30万前後くらいの報酬が支払われているのかと思えますが、やはり日本で暮らすには物価が高いなど、本国とは違う生活状況の中で、例えばご本人のほうからセカンドワーク的なことは出来ないのかなどの相談事とかはこれまでありましたか、お伺いします。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

外国語指導助手の件についてでございますけれども、市で直接任用している部分の報酬につきましては、先ほど述べました自治体国際化協会による青年招致事業で派遣されている職員とほぼ同程度の報酬としているところであります。兼業をするというようなお話については届いてないところでございます。

中川委員長

永井委員

永井委員

今後は英語の授業は小学校の低学年から授業化されるということも踏まえていますと、現在の7人から増やす可能性も考えられるのかと思いますが、やはり、現行で行っているような当市の雇用体制を引き続き継続していただきたいと思っておりますけれども、その辺について何かご見解ありますか。

中川委員長

千葉部長。

千葉教育部長

先ほどもご答弁の中にもありましたけれども、本市におきましては、会計年度職員の部分とジェットというプログラムにのったALTをメインとして、今後も引き続き任用していきたいと考えておりますので、派遣などは今のところは考えておりません。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

人見委員。

人見委員

私からは2点質問します。

まず1点目、英語検定等支援事業、決算書233ページで報告書が31ページです。これに関しましては、ご両親や児童生徒からも喜ばれている事業と思っておりますけれども、学年別の受験者数と合格状況についてお尋ねします。

もう1点、不登校いじめ対策・教育相談事業、決算書247ページ、報告書が37ページ。先ほど小田島委員からも質問ありましたけれども、不登校児童が令和元年度76名から令和2年度85名に増えている一方で、みらい塾の通級児童生徒は26名から22名に減っております。みらい塾を利用していない生徒の現状をどのように捉えているのかお尋ねします。貧困やヤングケアラーの問題で不登校になっているような事例があるのか、分かりましたら併せてご説明をお願いいたします。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

英語検定等支援事業について答弁いたします。

学年別の受験者数についてでございますが、小学校3年生が3名、4年生が19名、5年生が23名、6年生が30

名、中学校1年生が76名、中学校2年生が87名、中学校3年生が75名となっております。なお、合格状況についてではありますが、助成申請においては、可否を要件としていないことから把握していないところでございます。

続きまして、不登校いじめ対策・教育相談事業についてお答えいたします。不登校児童の増加要因についてでございますけれども、小学校の不登校児童数が令和元年度で16名であったものが、令和2年度は29名と13人増加していることが影響しているところでございます。不登校の要因としましては、児童それぞれで異なりますが、コロナ禍における生活リズムの乱れなどが影響しているケースもあると捉えているところでございます。

みらい塾への通級者については、みらい塾は小中学生を対象としておりますが、中学生の通級がほとんどでありまして、令和2年度における中学生の不登校生徒数は56名と前年度の60名から4名減少していることが要因と考えているところでございます。

中川委員長

人見委員。

人見委員

それでは、再質問します。

まず、英語検定支援事業ですけれども、先ほどの各学年の受験者数をお伺いしますと合計で315名になると思います。各学年の児童生徒数や在籍数を調べますと全体で3,778名だと思います。受験者数が313名の受験率が8.28%です。私としてはいい事業だと思いますけど、受講者数が少ないと思いますが、市としてはどのように捉えているのかお伺いします。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

英語検定支援事業の受験者数の割合についてでございますが、本事業は令和2年度より新規事業として開始したところでありまして、各中学校を会場とした英語検定の受験者数も以前より増えてきている状況にありますので、今後も本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

千葉部長。

千葉教育部長

先ほどのご質問で答弁漏れが1件ございました。

貧困等による不登校がはるかということでございますが、現在のところ、そのようなものはないと承知しているところでございます。

中川委員長

人見委員。

人見委員

再々質問です。

英語検定は、新しく始まった事業ということで、周知を徹底していくということなのでよろしくお願い致します。

す。それで、先ほど受験するときには、合否に関しては関係ないという話はされたと思います。あくまでも、児童生徒に対して、何人受けて何人合格したとかという話はいいんですけれども、事業としてやっていくことですので、やはり市としてはこの合格人数というのは捉えて、今後、この事業を進めていく上で見直すためにも必要だと思えますけれどもそれについてお尋ねします。

中川委員長

千葉部長。

千葉教育部長

英語検定の可否の把握につきましては、今後もこの事業を継続していくために必要なものだと考えておりますので把握に努めてまいります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

1点伺います。

放課後子ども教室事業について伺います。決算書は249ページで報告書は38ページです。放課後、子ども教室事業は小学校の余裕教室を活用した児童の活動拠点、居場所ということで行われてきています。質問はこちらに関わっているコーディネーターや教育活動推進員の方の対価について伺いたいと思います。地域の教員のOBの方を含めたマンパワーの協力を得て、体育活動など様々な取組が行われているということを確認していますが、実働に基づく支給、支払いになっていると推察しますので確認の意味で支給実績について説明をお願いします。また、コロナ禍の運営というところで、小学生の子どもたちの利用がどのようであったか伺います。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

報償費の内訳については、地域コーディネーターが3名おまして、謝礼は1時間単価で1,480円、合計で3名合わせて17万7,600円の支出となっております。それから、教育活動推進員という形で63名の方がいらっしゃいまして、1時間単価1,100円で、合計103万6,200円の支出となっておりますのでございます。

コロナ禍の運営については、令和2年度の登録者数は全体で209名ございました。1年生が59名、2年生が55名、3年生41名、4年生20名、5年生16名、6年生10名となっております。学校別では、大曲小学校は登録者数86名、年間累計参加人数として946名となっております。年間平均出席率としては78.6%となっております。双葉小学校は登録者数43名、年間累計参加者人数が421名、年間の平均出席率は75.3%となっております。東部小学校は登録者数が80名、年間の累計参加者数が831名、平均出席率が74.2%となっております。全体の年間延べ参加数は2,198人、全体の年間の出席率は76.2%ということになっております。当初6月から実施に各校年間20コマを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、学校の休校、それから、令和2年度は7月からの実施や、各学校により、時期は異なりますが、おおむね11月から2月にかけて事業の中止ということがございました。大曲小学校で最終的には13コマ、双葉小学校東部小学校で12コマの実施となるなど変更を余儀なくされたということが実情でございます。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

詳細の報告は理解いたしました。おおむね参加の割合として70%台半ばくらいところで、子どもたちの認知度とともに、一定の利用があるというところには、なるべく休止にならない社会状況になることを期待したいと思います。

コロナ禍の運営の中で感染拡大は病気に関わることですけれども、その中で生じた課題として捉えていることがありましたら伺いたいと思います。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

コロナ禍の実施については、感染対策が重要になってきております。学校を利用をさせていただくということもございまして、その点に関しましては、使用する学校側との協議をし、活動する教室の備品なども活用させていただいておりますので、消毒作業、活動時のマスクの着用、手指消毒、換気、そのような事も併せまして、子どもたちのソーシャルディスタンスの確保、平時ではやらなくてもいいような作業がかなり多くございます。そのような部分に関しましては、支援、コーディネーターに関わる負担は少し大きくなっているのではないかと思います。

次に、令和2年度では出来なかったのですが、今年度は人数に応じて部屋を分けて実施しておりまして、廊下なども活用しながら、ソーシャルディスタンスに努めたこと、親御さんに対して換気対策の周知が足りなかったということで、そのような部分に関して注意喚起や対策についてのプリントを作成しまして実施しております。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再々質問ですけれども、放課後の子ども教室事業の中で、利用する子どもたちに向けて、意見や感想を聞く機会を持たれてきたのかというところで、提案も含めて伺います。子どもたちから教室に参加しての感想や意見、また、学校でもコロナ禍ということで、いろいろなアンケートや聞き取りに取り組んできていますが、学校教育現場では放課後の子どもたちが集う場で、学校の先生ではない地域の方と交流する場というところで、普段から心配なことや個人的に聞いてみたいことなどの文章でのアンケートなどを実施してはどうかと考えています。その中で、指導してくださる支援員の方、先生たち、コーディネーターの方たちへのメッセージなども寄せてもらい運営の中でスタッフの皆さんと共有することで、これからの運営の後押しになっていくのではないかと考えますが、見解について伺います。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

放課後子ども教室の生徒さんのアンケート等にはございますが、毎年、参加する子どもたちや参加した子どもたちの保護者からもアンケートをいただいているところであります。中身につきましても、アンケートをもとに事業内容の整理を行い、チャレンジタイムというようなことで、やりたい事をアンケートから抽出しまして、次年度に向けて準備をするということに活用させていただいています。

次に、支援員の皆さんということでいきますと放課後は子ども教室の中だけではなく支援員さんが、地域を歩いていると子どもたちが積極的に挨拶をしてくれるようになり、学校の外で会った時の触れ合いが多くなったということも口頭ですが伺っております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

まずは、決算書 233 ページの部活動指導員制度運用事業は、部活動の指導員について、中学校、1名配置しているということですが、この効果についてどう評価しているのかということと、ほかの中学校では配置されていないわけですが、部活動の対応についてはどのようにされているのかをお知らせください。

次に、決算書 245 ページの図書館サービス推進事業は、コロナ禍で休館になった中でも貸出を対応していただいたことは評価したいと思いますけれども、貸出のみの期間における、貸出状況について実績やネットでの検索やネットの予約数がほかの事業機関と比べてどうであったかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、次に決算書 249 ページの市民スポーツ活動推進事業です。これについては事務事業評価の中を見ますと、市民ニーズ等の把握について検討が必要だと言われていますが、この市民ニーズ調査の結果について、お知らせいただきたいと思います。

次に、決算書 251 ページの体育施設管理経費です。体育施設はコロナ禍でかなり閉鎖している期間が多かったと思いますが、体育施設を開いたときの利用者の状況はどうだったかということで、利用階層の特徴等があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、当初予算では備品購入費がないですけれども、決算ベースになりましたら備品購入費というのが入っていますが、これは何を購入したのかをお知らせ願いたいと思います。

最後に、決算書 251 ページのきたひろしま 30km ロードレース連携事業です。これは、コロナ禍で中止になりまして実績がゼロという状況ですが、予算執行を見ますと 70 万円とあり、実績が 60 万 2,000 円ということで非常に執行率が高いという状況です。事業中止でもその執行率が高い理由は何だったのかをお知らせ願いたいと思います。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

部活動指導員制度運用事業の件について答弁いたします。指導員配置の効果についてであります。部活動指導員は、教員と同様に生徒の単独指導を行えることから、派遣している中学校においては副顧問の配置が不要となることや、顧問が指導に入らなくても部活動を行うことができるなど、部活動に関する教員の負担軽減が図られているとともに、教員が主として取組むべき授業に係る教材の作成など、教科指導の準備に向けた時間の確保が図られ、多忙化解消の取組として有効であると考えております。また、技術的な指導についても、専門的な知識を有しており、生徒の技術力向上にもつながっているものと考えております。その他の中学校におきましては、

外部指導者等にご協力をいただいている学校もございますが、部活動指導員とは違い単独指導を行うことが出来ないことから、教員が指導を行っているところであります。

中川委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

図書館サービス推進事業についてお答えいたします。令和2年度におけます臨時休館の延べ日数は35日であり、貸出し冊数は38万6,870冊で、例年の約83%ほどでありました。緊急事態措置等におけます予約本の貸出しは、令和3年度より始めたものでありますが、参考までに令和3年6月3日から20日まで及び9月1日から12日までの27日間、臨時休館中の合計貸出冊数は5,471冊。インターネットによる予約は合計予約件数4,256件中2,653件と約62%の比率となっております。なお、検索数につきましては、システムが対応しておらず不明の状況であります。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

それでは私から3点お答えさせていただきます。

まず、市民スポーツ活動の推進事業についてでございますが、これにおける市民ニーズ調査という部分に関しましては実施しておりませんが、スポーツ振興計画策定に向け、平成30年から令和2年度、スポーツ振興計画の策定に向けて取り組んだ市民意識調査やスポーツ政策意見交換会、さらに、スポーツ推進審議会の拡大委員会を通しまして、市民のスポーツ活動推進事業に関わるニーズの把握に努めるとともに、令和2年度に実施した市民満足度調査、スポーツ推進協議会や教育政策審議会等の様々な機会を通して、このニーズの把握に努めてきたところでございます。また、令和2年度に市民スポーツ活動推進事業の各事業参加者からのニーズ調査を実施するところでございましたが、多くの事業が新型コロナウイルス感染拡大により事業が中止となり、参加者からのニーズ調査は出来なかったところでございます。今後、スポーツ振興計画の中間年の見直しに向けた市民意識調査の実施を通しまして、さらに市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、体育施設管理費についてでございます。体育施設の稼働率についてであります。総合体育館の専用使用稼働率は57.6%となっているところでございます。各地区体育館3館でございますが平均で80.26%、緑葉公園運動施設の3施設では平均29.3%、緑葉公園については天候等もございまして、このような低い率になっているのではないかと考えているところです。ただ、この稼働率につきましては、分母となるのは開館日としているところから、平時での稼働率と比べても、大きな差はなかったところであります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休館が46日ありました。令和元年度の利用者数が11万8,755人に対しまして、令和2年度は7万1,995人で4万6,760人減少しているところです。この稼働率は人数も踏まえた上で利用階層の特徴を分析したところです。60歳、65歳以上の方の利用が前年度比で37.8%減となっているところであり、この年代層については、自粛要請が浸透したのではないかと分析しております。また、18歳以上の青年層の前年度は48.9%から48.1%と0.9%の減にとどまりました。一方で、地域別で見ますと、市外利用者が17%増となっております。これは、札幌市と近隣市町村のスポーツ施設の休館に伴いまして、その影響があったのではないかなど。いわゆる青年層の市外利用者の割合が上がったということが見えてくるのではないかとということで分析をしているところであります。

次に、備品購入についてでございますが、体育施設管理経費の備品購入費の184万8,000円につきましては、

特定防衛施設周辺整備再編関連訓練移転等交付金を活用しまして、緑葉公園運動施設の芝刈り及びグラウンドの整備を行う、スポーツトラクターを更新したところでございます。また、社会教育施設等感染対策事業における備品購入費、173万3,000円につきましては、総合体育館のトレーニング室に次亜塩素酸の空気清浄機ジアインの3台、サーモグラフカメラ2台、中央公民館にツインファン2台、各地区体育館の非接触型体温計が6台について購入したところでございます。

きたひろしま30kmロードレースの執行についてでございますが、参加者の申込み期間が3月2日から4月30日までとしておりまして、感染拡大の収束が見通せないことから主催者となる実行委員会で、4月8日に中止を決定したところであります。その間に180名の参加者を受け付けたところであります。開催要綱の規定に中止規定がございますが、コロナ感染拡大というところがうたわれていないことから、運営準備金の一部を差し引いた上で、参加料をクオカードとして返金する為の経費があるのと、大会公式ホームページの委託料の運営経費が実行委員会の経費で補えないということで、6月29日に実行委員会より協議書を受けまして補助金として49万6,000円。また、次年度の大会ホームページ委託、運営経費、10万6,000円。合計で60万2,000円を実行委員会に対し補助金として交付したところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、部活動指導員制度の運用事業については、教員の働き方改革ということで負担を減らしていこうと導入された制度だと思っておりますが、配置されれば教員と置き換えていくことで時間外が減ったと思っておりますが、この時間外がどれくらいかは把握されていますか。

もう一つは、中学校に1名だけしか配置されていないと学校内においての部活間の不均衡が生じると思われ、非常に不十分だと思っておりますが、実際の中学校の部活動における時間外の労働状況や実態の把握は行われているのでしょうか。

次に、図書館サービスは、ネットでの予約が電話より多いということですが、ネットだけでは使えない方もいらっしゃるのでは、いろいろ工夫していただきたいと思っております。

もう一つは、コロナ禍の中でも道立図書館ですとかほかの機関の図書館の貸出が出来たのかをお聞きしたいと思います。コロナ禍の中で希望すれば貸出するというサービスですが、市町村の図書館の状況を見てみると、こういう時なので、是非、本を読んでもらいたいということで、推奨する本をひとまとめにして、電話1本で貸出し出来ますというようなサービスも行っていきます。そういう意味で、またコロナ禍で閉館になるということはあってはならないと思っておりますが、コロナ禍での図書館サービスの向上について検討されているのかお聞きしたいと思います。

それから、市民スポーツの活動推進事業ですけれども、様々な場面でニーズ把握を行っているということですが、その中で見えてきた具体的な市民のスポーツに関するものをどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

最後に、きたひろしま30kmロードレースですが、途中で中止になったのでお金を返金しなくてはならなかったと思っておりますが、大会運営を持続的に行う上で、全体の運営の仕方や不測の事態が起きたときにどのように対応していくのか、運営や予算の問題については今後検討していく必要があるかと思っております。その点についてどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

千葉部長。

千葉教育部長

私からは部活動関連でお答え申し上げます。

部活動指導員の活用によります効果につきましては、先ほど答弁しましたとおり、一人指導員が付くわけですから、副顧問などの配置の必要がないというところにあります。今回配置しておりますのは、大曲地区の中学校で1名配置しておりますが、時間外の把握については、この活動を採用してから減になっているということではなく、丸々1名分の教員の方が顧問に付かなくてもよくなったということで、働き方改革、また、部活動につきましては技術的な指導の要素、人材確保の今後につきましては、1名しか配置しておりませんので、現在の状況で検証するというのは非常に分析が大変でございますが、いずれにしましても働き方改革に資すること、中学生の各スポーツや文化活動の技術的な部分に貢献できるものと考えておりますことから、今後も拡大に向けて検討していきたいと考えております。外部指導員の方にも多く参加していただいておりますことから、外部指導者と部活動指導員を両輪で回しながら、働き方改革と部活動に貢献できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

笹森課長。

笹森文化課長

私からは図書館の他館の状況につきましてご答弁申し上げます。

管内の他館につきましては、全て休館という措置をとっております、千歳市につきましては、独自のルールとして、休館の延長というものも実施していた状況でございます。相互貸借につきましては、札幌市、江別市を含めまして受付可能ということで、お互い実施をしているところでございます。貸出の新しいやり方については、現在いろいろな形での実施を考えているところでございます。期間中はBMを活用したお届けや、宅配の実施は引き続き行っておりますので、館外サービスに向けた新しい展開を今後も考えてまいりたいと考えております。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

私からは2点ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、市民スポーツ活動のニーズの調査についてであります。先に答弁しましたとおりニーズ調査を実施していないところであります。いろいろな方面を通して、ニーズ把握をしたことになっておりますが、特に未就学児童のスポーツ教室の取組、多世代型のスポーツ交流の取組、アダブデットスポーツの取組、このようなニーズ把握に努めたところでございまして、この三つにつきましては、スポーツ振興計画に反映をさせていただいたところでございます。

続きまして、きたひろしま30kmロードレースについてでございますが、開催要綱の制約事項では、荒天、地震、風水害、事件、事故などの中止については参加料をお返ししませんということで、ご参加をいただいているところでございますが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大という新しい事案により、平成16年度に HALF マラソンを実施して、平成25年から30kmロードレースに変更してから、初めての中止ということになりました。このような経験も生かしながら大会運営の在り方、予算の反映の仕方も含めて検討してまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

部活動指導員制度の運用事業で人数を増やすことで検討していきたいということですが、なかなか予算がつかないという中で、その予算を付けるということであれば、必要性や効果、教員の部活動についての実態などが根拠になるので、把握していく必要があると思います。ぜひ、教員の研究会なども含めて、部活動指導員の配置における現状、課題を調査研究していただきたいと思います。例えば、全ての部活動が行える指導員がいないなど、北広島市だけでは問題だと思います。実態をきちんと把握して公表していくことが必要だと思いますけれどもその点についてお伺いしたいと思います。

中川委員長

千葉部長。

千葉教育部長

ご質問、ご指摘ございました部活動指導員の今後の運用の在り方等につきましては、補助制度で運用しているわけでございますけれども、全道各地でこの制度を活用している自治体があるということで、他の自治体の効果等も検証しながら、全国的に中学の部活動の在り方や指導の方法等についても転換期に来ていることもありますので、様々な方法から今後の部活動について検討していきたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは4点ほど簡潔にお聞きいたします。

まず、219ページから学校ICT環境整備事業、これは毎年聞いておりますが、学校校務支援システムの活用実態と効果、石狩管内でシステムが普及してきていると思いますが、実際の現場の先生方の時間外の残業などが、このシステムによって減ったのか、効果はどのように認識しているかをお聞きします。

次に、227ページと231ページで、小学校感染症対策事業・中学校感染症対策事業で、令和2年度に新型コロナウイルス対策として設置した小、中学校の網戸はどの程度まで設置し、その効果はどのようなものだったのかお聞きします。

次に、245ページの図書館サービス提供事業のまちなか司書の事業実績と効果、新型コロナで回数も制限されたかと思いますが、実態はどうだったかお聞きします。

最後に235ページ、社会教育経費ですが、令和2年度のレクリエーションの森の入場者数、それと、令和2年度に遊具の更新をしたのかどうか。また、遊具が傷んでリニューアルの必要性があるとは認識していますが、それを更新にするとした場合の予算はどれくらい必要と認識しているのかお聞きします。

中川委員長

富田小中一貫・教育施策推進課長。

富田小中一貫・教育施策推進課長

校務支援システムについてであります。各学校において児童生徒の出欠管理、指導要録の作成、校内での資料提示や連絡、出退勤管理などで活用しているところであります。効果としましては、指導要録などの改正時に、全道一括で対応することとなるため、各校の作業が軽減されることや、小学校から中学校への進学の際小学校側で進学先の登録をすることで、中学校へ学籍情報が移行されるため、中学校で改めて入力する作業が軽減することなどがありますが、既に導入後、期間が経過していることもあり、校務支援システムを前提とした乗務が定着してきているところであります。また、令和3年度から江別市が全面導入となりまして、管内全ての学校で整備されたことにより、教職員の人事異動直後の円滑な業務管理に資するものと考えているところであります。

中川委員長

下野課長。

下野教育総務課長

小中学校の感染症対策事業についてご答弁申し上げます。

小中学校の感染症対策事業について、新型コロナウイルス感染症対策として設置をしました網戸の状況と効果についてであります。普通教室、理科室や家庭科室などの特別教室、保健室、職員室におきまして一室当たり、2面から3面を設置したことに加え、通風の効果を高めるため、各教室の向かい側にある廊下側にも設置したところであり、小学校では延べ451面、中学校では延べ285面、合計736面を設置したところであります。また、効果につきましては、同時に整備をしました扇風機と併用することで各教室の換気機能の強化につながったものと考えているところであります。

中川委員長

笹森課長。

笹森文化課長

図書館サービス提供事業ですが、学校司書につきましては、中学校1校辺り週20時間の配置をしております。

さらに、大曲地区におきましては、まちなか司書ということで隔週1日4時間、小学校の配置の後に保育園で2時間程度の活動をしております。緊急事態措置中は読み聞かせ等につきまして保育園等から、自粛等の要請もあり中止をしているところであります。学校の図書館利用が全体的に停滞しており、モデル地区につきましては、一人当たりの貸出数が前年比増となっており、特に小学校では9%程度の増加となっております。このことからまちなか司書の巡回の効果は十分にあるものと認識しております。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

私からはレクリエーションの森についてご答弁させていただきます。

レクリエーションの森の入場者数につきましては、9,620人ということになっております。近年、減少傾向が続いておりましたけれども、令和元年は7,830人でしたので、令和2年は2,000人増ということになっております。この分析に関しましては、コロナ禍の中で密を避けての利用、公共施設等の閉鎖などが影響しているのではないかと分析しているところであります。アスレチック遊具についてであります。令和2年度につきましては、

修繕は多少したところがございますが、更新という形では行っていないところがございます。また、遊具の予算に関しましては、平成30年度に台風21号により被害がありましたアスレチック遊具を令和元年に3基更新しております。この際、遊具の規模にもよりますが、おおむね1基300万円ほどとなっているところであります。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問で1点だけお聞きします。

レクリエーションの森で令和2年は逆に利用者増があったということと、レクリエーションの森はボールパークと一体での利活用が今後、期待されているということで、市のまちづくりとしては、重要な位置づけになると思います。今後の計画作りに対しては観光分野、ボールパークとの連携からいくと、教育委員会のみならずいろいろな部と共同して計画作りを進めるほうがスムーズだと思いますけれども、それに関しての見解を聞きます。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

再質問にご答弁させていただきます。

レクリエーションの森の今後の在り方ということだと思っておりますが、ご質問がありましたとおり、2023年の北海道ボールパークの開業に伴いまして、レクリエーションの森はこれまで以上に注目されると考えているところであります。今後、林間学園等のフィールドアスレチック、林間学園自体も老朽化してきておりますので、これらの対応も必要だということ共に、レクリエーションの持つ価値、魅力、いわゆるポテンシャルを生かした取組や、向上に向けたことが必要になってくると思っております。教育委員会、観光分野、ボールパーク、企画、林野庁も含めたものも入っている管理運営協議会や社会教育委員の会議、このような会議なども活用しながら、関係機関団体や民間事業者のご意見や市民の声も伺いながら、今後の再整備の方針の策定に今後も努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑なしと認めます。

以上で **総務費の総務管理費の防災費のうち、まちづくり構想構想策定事業、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業、幼稚園振興事業を除く教育費**の質疑を終了いたします。

消毒のため、午後3時5分まで休憩といたします。

午後2時56分 休 憩

午後3時05分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

最初に、先ほどの藤田委員の質問への答弁を行います。

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

無電柱化事業の電線管理者の負担金についてお答え申し上げます。無電柱化事業については、安全や安心を保ち、良好な景観が形成される魅力あるまちづくりを推進するものであり、防災や景観形成、観光振興の視点により、国の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を進めているところでございます。全体事業費10億円のうち、国の社会資本整備総合交付金が6億円、起債が3億6,000万円。電線管理者4社からの負担金が約700万円であります。

中川委員長

以上で、藤田委員の答弁を終わります。

次に、衛生費の保健衛生費の水道事業費、土木費の都市計画費の下水道事業費の質疑のほか、

議案第17号 令和2年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、

議案第18号 令和2年度北広島市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について を議題といたします。

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

まず、決算書の4、5ページの水道事業の資本的収支のところについてお伺いします。資本的収支は前年度からは増になっていますが、予算は減になっています。その主な理由をお聞かせ願いたいと思います。

次に、決算書の14ページの貸借対照表は、利益剰余金が1億円出ています。その1億799万円等が、当年度未処分利益剰余金で出ていまして、最終的には利益、剰余金は11億7,500万円になっております。まず、当該の利益剰余金についてはどのような形で処分されるのか、また、利益剰余金の将来見通しはどうなっているのかお伺いします。

次に、下水道事業の特別会計は、決算書の14ページの貸借対照表で、利益剰余金は1億2,377万円と出ていますけれども、これをどのように使っていくのかお伺いしたいと思います。

それと、決算書の4ページの資本的支出の実績内容等、今後の見通しについてお伺いします。

中川委員長

笹原水道施設課長。

笹原水道施設課長

私からは水道事業会計の資本的収支についてお答えしたいと思います。

水道事業会計の資本的収支が前年に比べ増加した理由につきましては、老朽化した緑陽配水池の電気計装・機械設備の更新、西の里旧配水池の耐震化など大型事業を実施したほか、ボールパーク推進事業により支出が増加したことによるものです。

また、予算額に対する決算額の減につきましては、入札による執行残のほか、ボールパーク建設工事などの工程調整により一部工事を先送りしたことによるものでございます。予算額に対して決算額の差が大きかった事業につきましては、ボールパーク関連事業費の予算額3億7,658万円に対しまして、決算額は5,147万100円、配水池電気計装・機械設備更新事業が予算額3億3,027万5,000円に対し、決算額2億5,091万2,591円となっております。

中川委員長

佐々木下水道課長。

佐々木下水道課長

下水道事業会計の資本的支出の内容と今後の見通しについてご説明致します。

資本的支出の内容についてであります。建設改良費の主たる内容は工事請負費と委託費であり、総事業費約8億3,767万円。そのうち、ボールパーク関連で5億500万円。処理場、ポンプ場関連で2億1,600万円。管渠新設更新関連で5,500万円となっております。そのほか、企業債償還金が7億円。固定資産購入費としてアクア・バイオマスセンターの検査機器購入で138万円となっております。資本的支出の今後の見通しといたしましては、令和4年度で、ボールパークに係る工事が終了いたしますが、アクア・バイオマスセンターの施設更新や耐用年数を迎える管渠の更新事業が増加することから、令和10年度までの7年間で約83億3,000万円の事業費を見込んでおります。

中川委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

水道事業の利益剰余金についてお答え申し上げます。

初めに、当年度分の未処分利益剰余金1億799万9,000円についてですが、全額を減債積立金に積み立てるという処分案を今回の決算認定とともに提案させていただいているところです。

次に、将来見通しについてであります。今後は水道施設の減価償却費や修繕費の増加が見込まれますことから、単年度の利益が徐々に少なくなる一方、企業債の償還費というのが増加してまいりますことから、剰余金残高は減少傾向で推移していくことが見込まれております。

次に、下水道事業の利益剰余金の今後の使途でございますが、下水道事業の未処分利益剰余金は今年度末で1億2,377万円となっておりますが、約5割に当たる6,000万円を減債積立金に積み立てるという処分案を今回ご提案させていただいております。残りの6,377万円につきましては、未処分の利益剰余金として留保して令和3年度決算に備えることとしております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、下水道事業特別会計の資本的支出の実績では、令和10年まで83億円かかるということですが、見通しとしてはこの83億円の支出に対応することが可能なのかお聞きしたいと思います。

それから、水道事業で減少した理由というのは、ボールパークにかかる事業が先送りになっているということで、これは令和3年度にその分が反映されていると思いますが、工事の関係で先送りになったと考えていいのでしょうか。

それから、決算の配水地は決算の形でかなり減額、入札のこれで乖離しているということで考えていいのでしょうか。予算と決算の差が激しいので、その辺を教えてくださいたいと思います。

中川委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

資本的収支の再質問にお答えいたします。

まず、ボールパークの事業で先送りとなった案件でございますが、ボールパーク整備にかかる道路工事、その他の関連工事との工程の調整により一部、令和3年度に先送りをしております。もう1点、緑陽配水池の電気計装・機械設備の更新であります。予算と決算の差が大きくなっておりまして、入札差金などによるもののほか、工法の変更など工事費の圧縮に努めた結果となっております。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

下水道事業の資本的支出、令和10年度まで83億円の支出に対して対応可能なのかということについては、下水道事業の整備財源としまして、基本的には国庫補助金と企業債を活用しますので、企業債の償還費を収益的収支で得た資金で賄えれば対応できるということになりますが、下水道事業は、今後、耐用年数経過資産が増加しますので減価償却費が減少し、単年度利益が比較的大きくなっていく見通しでございますので、令和10年度までに資金が不足することはないということで十分対応は可能であると考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

水道事業会計で3点、それから下水道で1点、簡潔にお聞きします。

水道事業会計で決算書26ページ、令和2年度の水道の有収率、87.1%ということで、前年比0.2%アップしているという報告であります。その主な理由をお聞きします。

次に、青葉浄水場の雑収益で35ページ。令和2年度の青葉浄水場の場所貸しによる雑収益はいくら入ってきたのかお聞きします。また、現在の青葉浄水場の資産価値はどれくらいあるのか併せてお聞きします。

次に、これはページ数なしで毎年聞いておりますが、令和2年度で水道管の40年以上経過している老朽管の割合はどの程度になったのかお聞きをいたします。

それから下水道会計、これもページ数なしですが、令和2年度のマンホールカードの配布枚数は何枚で、累計で何枚になったのかも併せてお答えください。

中川委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

年間有収率と40年以上経過している老朽管についてお答えいたします。

まず、有収率が上昇した理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり需要により、家庭用の有水量が増加したほか、老朽管の計画的更新による効果が要因と思われま。

続きまして、40年以上経過している老朽管についてでございますが、令和2年度末で総配水管の全延長は442.8km。これに対して、40年以上経過している、総配水管が83.6km、割合にしますと約18.9%となっております。

す。地区別につきましては、稲穂町、朝日町、新富町など輝美配水区で約22km、共栄町、東共栄などの共栄調整槽からの配水区で約18km、大曲の配水区で約24km、西の里の配水区で約8km、輪厚の配水区で約2kmとなっております。

中川委員長

佐々木課長。

佐々木下水道課長

私からは下水道会計のマンホールカードについてお答えいたします。

令和2年度のマンホールカード配布枚数は984枚。平成29年12月から配布を始め、令和3年8月末までの配布総枚数は7,404枚となっております。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

青葉浄水場敷地の貸付け収入額と資産価値についてお答えいたします。令和2年度の青葉浄水場敷地の貸付け収入額は12件で71万5,354円となっております。

次に、資産価値でございますが、現在、正式な評価というものは行っておりませんが、更地の状態と仮定した場合1万5,000平方メートル余りございますけれども、現時点におきましては、3億円台の後半を見込んでおります。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問いたします。

まず、水道の老朽管は40年以上なので、例えば計画的に更新し新しくしてほしいのですが、現在の更新の予算からいくと、100%になるにはどの程度かかると見込んでいるのかお答えください。

それから、青葉浄水場は今後のまちづくりの大きな一つの場所になると思いますが、この浄水場跡地に関しての処分は水道部としては、まちづくりの中の位置付けからいくと、プロポーザル方式やコンペ方式など、いろいろな手法があると思いますが、まちづくりに向けた手法はどのように考えているのか。

もう一つは、売却するだけであれば、水道部で1番高く買ってくれるところを見つければよいと思いますが、まちづくりを考えると、色々な部との協議が出てくると思います。この原案の計画を作るに当たっては全庁的な形で進めていくのか、その取組み方をお答えください。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

まず初めに、青葉浄水場敷地の処分の手法についてお答えいたします。現在、検討しておりますのは、処分後の用途は定住人口の増加ですとか、周辺住民の利便性向上が図れることが望ましいものと考えておりますので、

価格のみで処分の相手方を決めるのではなく、事業者から有効な活用方法について提案を受けまして、その提案内容を審査、評価の上、相手方を決定できる公募型のプロポーザル方式が望ましいと考えて検討を行っております。

それから、処分原案の作り方、進め方でございますが、公営企業における財産の取得管理、処分につきましては、公営企業管理者の権限となりますので、水道部が主体的に原案を作って進めるということにしております。しかしながら、今後のまちづくりという観点からは、市長部局との連携は欠かせないものと考えておりますので、公募条件の決定、審査の過程におきましては、関係部署と十分連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

老朽管の更新についてであります。現在、実施しております老朽管更新事業に沿って老朽管を更新しておりますが、現在は第1期の計画で稲穂町や新富町などで更新を行っており、計画に沿って進めているところでございます。その他の地区に関しましても、順次、第2期の老朽管更新の中で進めていく予定でございます。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

それでは、以上をもちまして **衛生費の保健衛生費の水道事業費、土木費の都市計画費の下水道事業費、議案第17号及び議案第18号の質疑** を終了いたします。

以上をもちまして本日予定の審査につきましては終了いたしました。

なお、個別質疑で留保し、総括質疑を行う委員は、9月30日午後3時までに通告書を提出してください。

10月7日午前10時からの決算審査特別委員会では、総括質疑の後、議案ごとに討論及び採決を行います。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時28分 終了

委員長 中川 昌憲
副委員長 桜井 芳信